

令和5年12月13日 開催

常任委員会会議録

箕輪町議会

福祉文教常任委員会審査会議録

1. 常任委員会日程 令和5年 12月13日
2. 会議を行った場所 箕輪町役場 303委員会室
3. 委員会審査順

審査順序	課 等 名	ページ
1	住民環境課	2～7
2	学校教育課	7～16
3	文化スポーツ課	16～18
4	福祉課	18～25
5	子ども未来課	25～44
6	健康推進課	44～51
7	税 務 課	52～53

議事のでんまつ

午前 9 時 開会

①住民環境課

○ 7 番 中村福祉文教常任委員長 おはようございます

委員の皆様が昨日までの一般質問、大変ご苦勞さまでした。本日から委員会審査となりますのでよろしくお願いします。昨日の雨降りとは一転して、すがすがしい晴れの日になりましたので、活発な意見を出していただいて進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。ただいまの出席委員は、7 名です。ただいまより福祉文教常任委員会を開催いたします。本日の会議を開きます。委員会審査会議議事録署名議員の指名を行います。会議議事録署名議員に、5 番、小口智世議員、9 番、北野めぐみ議員の両議員を指名いたします。それでは住民環境課に関わる付議事件の委員会審査を行います。議案第 8 号 箕輪町議会の登録及び署名に関する条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。課長。

○柴宮住民環境課長 議案第 8 号 箕輪町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、住民係長の正木からご説明申し上げます。

○ 7 番 中村福祉文教常任委員長 係長。

○正木住民環境係長 それでは議案第 8 号について、詳細を説明させていただきます。今回、改正の内容は新旧対照表でご説明いたしますので、こちら 2 枚目の資料をご覧くださいと思います。今回改正いたしますのは印鑑登録証明書の交付について規定している第 9 条の第 3 項にあります。現行では、この第 3 項は個人番号カードを使用して、コンビニなどに設置されている多機能端末から、印鑑登録証明書の交付を受けることができるということを規定しておりますが、法改正により、スマートフォンにも個人番号カードに搭載されている電子証明書と同じ電子証明書を搭載することが可能となりましたので、資料 2 は改正案の下線部において、移動端末設備、このスマートフォンのことなんですけれども、を使用して、移動端末から印鑑登録証の交付を受けることができるという規定を加えるものでございます。資料の右側の現行の下線部は、暗証番号を入力することを要件として規定していたのですが、この部分は条文からなくしても（聴取不能）ないため、削除するものでございます。附則において規則で定める日から施行するとしてあります。これは 12 月議会の初日の時点では、まだ本当に交付サービスが、スマホ用電子証明書への対応ができていなかったため、対応開始日が決まり次第、附則において施行日を定めると規定したものでございますが、現在、12 月 20 日から一部のコンビニではありますが、対応は可能であるという連絡が来ましたので、箕輪町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則により、施行日を 12 月 20 日とさせていただきます。議案第 8 号の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 7 番 中村福祉文教常任委員長 以上で、議案第 8 号についての説明は終わりました。質疑を行います。質疑ありますか。小出嶋委員。

○2番 小出嶋委員 今、これ、最後の説明のあった施行日ですけど、こっちのここに定めるとなっていますが、12月20日付の附則で定めるということですか。

○7番 中村福祉文教常任委員長 正木係長。

○正木住民環境係長 そのとおりです。附則によって施行日を定めることにしております。

○7番 中村福祉文教常任委員長 よろしいですか。そのほかにありますか。入杉委員。

○1番 入杉委員 もうちょっと確認させていただきたいんですが、ここにありますように、暗証番号を入力しなくても使えるようになるというところが改正される部分でよろしいでしょうか。

○7番 中村福祉文教常任委員長 柴宮課長。

○柴宮住民環境課長 暗証番号の記載をしたのは、カードでも、スマホでも暗証番号が必要なんですけれども、暗証番号は手順の一つになります。なので、この条例の中から消しても差し支えない、手順の一つっていうことは、例えばコンビニの多機能端末機の前に行って行政証明を選択する、出したい証明を選択する。カードを置く、またはスマホを置く手順があるんですけれども、その中の暗証番号入力っていう手順の一つなので、この条例でわざわざ定めなくてもいいという判断です。

○1番 入杉委員 うたわなくても大丈夫という。

○柴宮住民環境課長 ただ、暗証番号、両方とも必要になります。

○1番 入杉委員 そのまま暗証番号は生きてる、生きているというか、(聴取不能)

○柴宮住民環境課長 電子証明書を使う際も、どちらもね、電子証明書が載っていて、ここに(聴取不能)証明が載っていて、それを暗証番号が必要になります。

○1番 入杉委員 分かりました。

○7番 中村福祉文教常任委員長 そのほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○7番 中村福祉文教常任委員長 ないようですので、以上で質疑を終わります。議案第8号について討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○7番 中村福祉文教常任委員長 ないようですので、以上で討論を終わります。議案第8号について採決を行います。議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○7番 中村福祉文教常任委員長 ご異議ないものと認め、可決すべきものと決定いたしました。本会議で、その旨報告いたします。

続いて、議案第13号 令和5年度箕輪町一般会計補正予算(第7号)について、住民環境課に関わる部分の説明をお願いいたします。柴宮課長。

○柴宮住民環境課長 では議案第13号 令和5年度箕輪町一般会計補正予算(第7号)の住民担当課に関わる部分について、生活環境係長の三井から説明申し上げます。

○ 7 番 中村福祉文教常任委員長 三井係長。

○三井生活環境係長 それでは、令和 5 年度箕輪町一般会計補正予算（第 7 号）の 19 ページの中段をお願いいたします。0245 公共交通事業になります。10 の 04 印刷製本費についてですが、49 万 8,000 円の増額補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては、中学校の朝部活廃止に伴いまして、中学校より朝のみのちゃんバスの便につきまして、時刻の変更の要望がありまして、教育委員会、中学校と協議をいたしまして、令和 6 年 4 月 1 日より、南東コースと北西コースの 1 便、2 便の時刻改正に伴いまして、時刻表路線図の改訂版の印刷を行います。多分、前回も平成 29 年に各ご家庭にもお配りしてと思います。皆さんも一度ご覧いただいたこともあるかと思います路線図と時刻表になります。そちらの印刷を行うものです。また、12 月 14 日に開催予定の町公共交通会議に諮りまして、正式決定していくものでございます。続きまして、その下になります 10 の 06 の修繕料になります。こちらにつきましては、49 万円の増額補正をお願いするものでございます。まず 1 つ目につきましては、11 月 3 日のみのわ新聞の報道にもありましており、10 月 18 日、19 日に、ちょっとこの辺は運転手なり、伊那バスの方で確認した日とその日になるんですけども、シート等にカッターで切られたなど被害というか、を発見いたしました。そこで総務課と伊那バスに確認したところ、取りあえず保険の対応等はできないということだったので、運行委託先の伊那バス等検討した結果、一応修繕をしたほうがいいということで、修繕をするものの補正予算になります。また被害状況等につきましては、警察のほうには相談済みでございます。その下になります。みのちゃんバスロケーションシステムのモニター修繕でございますが、こちらもみのちゃんバスのバスロケーションシステム、役場の玄関にもございまして、あとながたの湯にもあります。ながたの湯のほうのモニターにつきましては、ちょっと画面が映らないという症状が続いておりまして、業者のほうにも見ていただいたりしたんですが、設置から 6 年経過しておりまして、部分的な修繕ではなく、取替え修繕ということで望ましいということですので、取替え修繕をするということで、予算のほうを計上させていただきました。続きまして、29 ページをお願いします。0430 の環境衛生費でございます。一般職員の人件費につきましてはまた総務課のほうからご説明があったと思いますので、今回は省かせていただきます。0103 の非常勤職員報酬でございます。こちら 14 万 4,000 円の増額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、10 月からの給与単価の改正等、職員 2 人おりまして、もう 1 人の方は、前歴換算による費用単価の見直しを行いまして増額となるものであります。それに伴いまして、0403 の会計年度職員の期末手当と 0404 の会計年度職員の社会保険料についても、それぞれ 3 万円と 6,000 円の増額補正をお願いするものでございます。補正予算の説明については以上です。

○ 7 番 中村福祉文教常任委員長 ただいま議案第 13 号 令和 5 年度箕輪町一般会計補正予算（第 7 号）住民環境課に関わる部分の説明をいただきました。何か質問はございますか。白鳥委員。

○ 11 番 白鳥委員 一般 19 ページ、みのちゃんバスの時刻表についてお伺いします。新

しい時刻決まってまた刷り上がってくると思うんですけども、これ全戸配布の予定で、何月頃に配布をする予定かお聞かせください。

○7番 中村福祉文教常任委員長 三井係長。

○三井生活環境係長 時刻表のほうにつきましては、先ほどお話したとおり、公共交通会議に諮りまして、正式決定したところで、予定としては年明けに印刷発注を行いまして、3月の広報と一緒に全戸配布、3月の下旬になりますけども、の予定でございます。以上です。

○7番 中村福祉文教常任委員長 よろしいですか。そのほかにもございますか。白鳥委員。

○11番 白鳥委員 その下のみのちゃんバスの座席の修繕なんですけども、定例会のとき、本会議のほうでご質問させていただいたんですけども、今お話聞くと、警察のほうにも相談済みということで、その後何かご進捗があるのかどうかというのを1点と、シート、多分そのまま変える形になると思うんですけども、それが何か所、幾つ変えるのかというのが分かれば教えていただきたいんですけど。

○7番 中村福祉文教常任委員長 三井係長。

○三井生活環境係長 警察のほうへの相談はしているところでございます。詳細につきましては、まだどういった状況ということは、具体は伝わってきてないところですが、警察のほうでは捜査というか、該当するような人物だったり、そういうところへの打診はしているそうでございます。あと、シートの修繕につきましては、基本的にシート部分の張替えになるんですけども、1か所、2か所、一応報告受けてるところで3か所ですね。3か所、傷、カッターか刃物か分かんないんですけども、それで切ったような傷があるということで報告を受けております。以上です。

○7番 中村福祉文教常任委員長 よろしいでしょうか。そのほかにも質問はございますか。上田委員。

○8番 上田委員 同じくみのちゃんバスの時刻表についてなんですけど、みのわの実の中に切り取りとかで、あえてこれ作る必要があるのか、要は、切り取ってそれ取っというもらえればいいんじゃないかってことはできないのかと思うんですけど。要は、全員用に作って、あえて作る必要性は何なのかいうところで。

○7番 中村福祉文教常任委員長 三井係長。

○三井生活環境係長 今、上田委員のほうからお話あったとおり、そうやって例えばみのわの実とかに載せてお配りして、それをご覧くださいとか、そういったのも一つの手だとは思いますが、やっぱ今までの中でそういったことをやってみたところで、やはり、そういう皆さん、例えばとつとかなかったり、やっぱ手元にないっていうことで、必ず時刻表はあるかという話で、やっぱ特に誰がという話ではないですが、高齢の方だとか、余計そういう部分があって、時刻表が手元に欲しいとか、そういったことがありますので、今回も新たに作り直してお配りするというにさせていただきたいと思います。以上です。

○7番 中村福祉文教常任委員長 上田委員。

○8番 上田委員 そのみのちゃんバスの利用率から見て、全員分作る必要があるのか、幾

つかの分だけ街に置いといてそれを渡す、欲しい人に渡すとかできないのか。

○7番 中村福祉文教常任委員長 三井係長。

○三井生活環境係長 確かに需要と供給の関係からいけば、必要じゃない方もいるかと思います。ただ、必要じゃないから配らない。必要になったときに手元にない、ちょっとやっぱ何で来ないんだっていうところの話になるんですよね。その必要になった役場のほうに来ればいいじゃない、問合せしていただければいいichゅうことではあると思うんですが、なかなかそういうところってうまくいなくて、何でこないのっていうところからやっぱ皆さんお話が始まるわけですよ。そうすると、その必要な部分だけっていうのは、こちらにも分からない部分がありますんで、どれだけ。例えば他の手引きについても、余ってしまうことってやっぱあるんですけども、じゃあ、どれだけ印刷で取っとけばいいのかっていうとこでちょっと分からない部分があるので、やっぱどれだけの方が必要かっていうことも、その利用率から考えると、乗るのって高齢者と中学生だけになると思うんですけど、といって乗らないご家庭にこのバスの時刻表配らないって理由にはならないかなと考えているところです。以上です。

○7番 中村福祉文教常任委員長 よろしいですか。そのほかに質問はございますか。

(「なし」の声あり)

○7番 中村福祉文教常任委員長 ないようですので、以上で質疑を終わります。議案第13号 令和5年度箕輪町一般会計補正予算(第7号)住民環境課に関わる部分の討論を行います。討論ありますか。入杉委員。

○1番 入杉委員 今、上田委員がおっしゃったご意見に対してちょっと意見を述べさせていただきます。効率的にとか、それからコスト的にとかそういうことから考えると、確かに必要最低限の数さえあればいいんじゃないかってお考えになると思うんですけど、やはりこれは公共的なものに対する、やはりその行政のスタンスといいますかね、それは仮に利用するかしないかであろうとも全町民に配布するということは私は必要だというふうに思います。

○7番 中村福祉文教常任委員長 ほかにありますか。

(「なし」の声あり)

○7番 中村福祉文教常任委員長 ないようですので、以上で討論は終わります。議案第13号 令和5年度箕輪町一般会計補正予算(第7号)住民環境課に関わる部分の採決を行います。議案第13号、住民環境課に関わる部分は原案のとおり認定すべきものと決することにご異議はございますか。

○●番 男性委員 討論あったんじゃない。

○1番 入杉委員 そうです。反対討論だね。

○7番 中村福祉文教常任委員長 すみません、これ一応、採決をしなきゃいけない。それでは、議案第13号 令和5年度箕輪町一般会計補正予算(第7号)住民環境課に関わる部分の採決を行います。この議案第13号 令和5年度箕輪町一般会計補正予算(第7号)、住

民環境課に関わる部分は原案のとおり可決すべきものとする方は挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

○7番 中村福祉文教常任委員長 全員一致で可決すべきものと決定いたしましたので、本会議でその旨報告いたします。

以上で、よろしいですか。住民環境課。

それでは引き続き、協議会に移りたいと思います。

【住民環境課 終了】

②学校教育課

○7番 中村福祉文教常任委員長 それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。学校教育課に関わる付議事件の委員会審査を行います。議案第11号 箕輪町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、説明を求めます。課長。

○田中学校教育課長 それでは議案第11号につきまして、学校教育課、田中ですけれども、説明申し上げます。お願いいたします。内容等につきましては本会議で教育長が説明したとおりでございます。細部につきまして重複するところありますけれども、お願いしたいと思います。では議案のほう、新旧対照表に沿って説明させていただきたいと思います。まず、新旧対照表3ページでございます。第6条の次に2条を加える改正でございます。まず第6条の2、安全計画の策定等についてでございます。第1項につきましては利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全施設ごとに、事業所の設備の安全点検、職員利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた他の児童健全育成事業所での生活、その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練など事業所における安全に関する事項についての計画の策定と必要な措置を講じなければならないと、規定するものでございます。第2項は職員に対する安全計画の周知と研修と訓練の定期的な実施について、第3項は、保護者との連携が図られるよう、保護者に対し安全計画に基づく取組の内容等の周知について、第4項は定期的な安全計画の見直しと必要に応じた安全計画の変更について規定するものでございます。続きまして、第6条の3でございます。自動車を運行する場合の所在の確認についてです。第1項につきましては事業所外での活動、取組等の移動のために自動車を運転するときは利用者の乗車及び降車の際に、点呼等により利用者の所在の確認を義務づけるものでございます。続きまして、第12条の次に第12条の2、業務継続計画の策定に加える改正でございます。第1項は事業所ごとに感染症非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画の策定と必要な措置を講ずるよう努めなければならないとするものでございます。第2項は、職員に対する業務継続計画の周知と研修、訓練の定期的な実施について、第3項は、定期的な業務継続計画の見直しと必要に応じた計画の変更について規定するものでございます。第13条は、衛生管理等に関する改正でございますが、放課後児童健全

育成事業所の職員に対し、感染症及び食中毒の予防等の研修、訓練の定期的な実施について規定するものでございます。説明については以上でございます。

○7番 中村福祉文教常任委員長 以上で、議案第11号についての説明は終わりました。質疑を行います。質疑ありませんか。白鳥委員。

○11番 白鳥委員 安全計画の策定についてお伺いします。これは条例が施行後、安全計画をつくられると思うんですけども、どういうスケジュールでつくられるのかって、今分かったら教えていただきたいんですけど。

○7番 中村福祉文教常任委員長 田中課長。

○田中学校教育課長 令和6年4月1日施行でありますので、年度内から着手してそれに間に合うようにしたいと思います。

○7番 中村福祉文教常任委員長 白鳥委員。

○11番 白鳥委員 関連で。安全計画それぞれ施設ごとにつくる予定ですか。

○7番 中村福祉文教常任委員長 田中課長。

○田中学校教育課長 事業所等の設置になりますので、施設ごとになると思いますけれども、大体、内容は同じものになってくるかと思われます。

○7番 中村福祉文教常任委員長 小口委員。

○5番 小口委員 放課後児童健全育成事業者というのは、箕輪町の中で具体的にどの事業者を指すか、教えていただけますでしょうか。

○7番 中村福祉文教常任委員長 田中課長。

○田中学校教育課長 各学校に現在、学童クラブを設置しておりまして、町内各小学校の5か所にあるものが、学童クラブになります。

○7番 中村福祉文教常任委員長 小口委員。

○5番 小口委員 運転に関することが条例に入っているんですけども、学童の利用者を送迎したりそういうことも考えられるんでしょうか。

○7番 中村福祉文教常任委員長 田中課長。

○田中学校教育課長 この条例につきましては、箕輪は公設で、町で設置したものはありませんが、一般的なもの、例えば事業を廃止したいといったことも想定しております。現在のところ、町で実施している活動において送迎を行っているっていう場所はございません。

○7番 中村福祉文教常任委員長 そのほかにございますか。小出嶋委員。

○2番 小出嶋委員 今の自動車のことですが、送迎だけでなく、学童クラブの中でやってる中でそういう車を使ってという中で（聴取不能）

○田中学校教育課長 田中課長。

○田中学校教育課長 私が承知している範囲では、学童クラブにおいて、通常の活動の中で自動車を使用してるっていうことは聞いたことはありません。現在はないと思います。

○7番 中村福祉文教常任委員長 そのほかにございますか。それでは私のほうから1点。6条の（聴取不能）の「定期的に安全計画を見直し、」となっておりますけど、定期的っていう

のがどのくらいのあれでっていうことが決まっているんでしょうか。田中課長。

○田中学校教育課長 現時点でちょっと確認できておりませんけれども、短く1年とかさらにもう少し、必要に応じて見直すこともあると思いますので、定期的っていう具体的な年数については特に今のところ念頭にはありません。けれども、必要に応じて、または1年以上、(聴取不能)年ぐらいでは確認していく必要があるのかなというふうには思います。

○7番 中村福祉文教常任委員長 そのほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○7番 中村福祉文教常任委員長 ないようですので、以上で質疑を終わります。議案第11号について討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○7番 中村福祉文教常任委員長 以上で討論を終わります。議案第11号について採決を行います。議案第11号は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議はございせんか。

(「異議なし」の声あり)

○7番 中村福祉文教常任委員長 ご異議ないものと認め、可決すべきものと決定いたしました。本会議でその旨を報告いたします。

続きまして、議案第13号 令和5年度箕輪町一般会計補正予算(第7号)学校教育課に関わる部分についての説明を求めます。田中課長。

○田中学校教育課長 それでは、補正予算につきまして、係長のほうから説明いたします。

○三澤教育総務係長 それでは補正予算(第7号)につきまして、学校教育課分の説明をさせていただきます。まず、歳入のほうからお願いします。ページは11ページになります。国庫支出金になりますけれども、10の教育費、こちらが中学校補助金となっておりますが、特別支援教育就学奨励費の補助金といたしまして49万1,000円の歳入を見込んでおります。こちら、後ほど中学校の教育振興費で説明申し上げますが、特別支援教室に在籍する児童生徒の活動に関する補助になっておりますので、そちらを歳入として見込んでおります。続きまして、歳出のほうに移らせていただきます。ページは37ページからお願いいたします。1002の事務局費になります。1001需用費の消耗品費になります。こちら19万円の予算になっておりますが、こちら新入学制度、児童自転車通学ヘルメットといたしまして19万円の予算を計上しております。こちらにつきましては、自転車のヘルメット着用が努力義務化っていうことになったことによりまして、来年度の新中学1年生に対しまして、現在自転車通学の確認、取りまとめ等学校を通じて行っておりますが、そちらで自転車通学を利用する生徒に対しまして、ヘルメットを支給して着用していただきたい、また、保護者負担を軽減するということを見込んだものとして今回載せさせていただいております。その下の1803交付金になります。5万3,000円になります。こちらは、価格高騰分といたしまして、中部小学校のほうでスキー教室、スケート教室として利用するバス代が高騰しているという報告を受けておりますので、昨年度に対して増額したバス代を見込んだ分を今回交付金と

いたしまして学校に交付させていただくものです。ほかの小学校につきましては町バスを利用するなど、公的なものを使っていたり、また価格高騰がないということの報告がありましたので、今回につきましては中部小学校分を載せさせていただいております。続きまして、38ページをお願いいたします。1005の小学校管理費になります。1006修繕料で90万4,000円の補正となっております。こちら、学校施設の修繕費といたしまして、学校遊具の壊れた箇所ですとか体育館設備等を含めまして、学校施設において修繕が必要な場所がどうしても年間を通して増えておりますので、そちらに関して増額として計上しているものになります。続きまして、1010小学校教育振興費になります。1001消耗品費といたしまして、1,734万4000円の補正となっております。こちらは教師用教科書、指導書となっております。教師用の教科書、教師用の指導書などを購入するものといたしまして、令和6年度から小学校の教科書が改定するものに伴いまして新しくなりますので、それに間に合うように今回購入金といたしまして補正をしております。こちら金額といたしましては、今まではデジタル教科書が教材として別で購入をしておりましたが、今回示された内容につきましては、教師用の指導書とデジタル教科書がセット販売にどうしてもなってしまうということで、各学校の必要数、小学校に必要な部分を確認いたしまして、こちらの金額になっておりますので、どうしても指導書のセットとしてデジタル教科書分がかかるので、こちらの費用になっております。その下の1901の扶助費になります。99万2,000円になります。準要保護児童生徒就学援助費の増額といたしまして、補正予算を出させていただいております。こちらは、年度当初から計上しておりますが、年間を通して何回かに分けて支給をしておりますので、また2月末頃になりますけれども、来年度小学校に入学する予定の方で就学援助が必要な方に新入学学用品を支給する必要がありますので、全体額を見まして不足が見込まれる部分としまして、今回増額の補正を出させていただいております。次の1015の小学校給食費をお願いいたします。1001消耗品費54万4,000円になります。こちらは先日でのご質問もありましたが、カレー用のスプーン、またそれをしまっておくための籠などを購入するための消耗品費となっております。また、各学校の給食の関係で感染症対策として実施している部分もありますので、そちらに関して必要な不足している消耗品費を同時に増額として補正をさせていただくものでございます。その下の06修繕料になります70万1,000円になります。こちらは小学校の給食関係で給食室の冷蔵庫、また排水溝などの修繕として、各学校で不足している部分を確認いたしまして3月までに対応が必要なものとして修繕費の増額を計上しているものでございます。その下の39ページをお願いいたします。1045中学校管理費であります。1201委託料で50万円をお願いいたします。こちらゼロカーボン推進の関係で、令和6年度に中学校の照明のLED化を進めるために設計としてかかる費用を委託料として計上させていただくものであります。その下の1401の工事請負費1,250万4,000円になります。こちらにつきましては、中学校の特別支援教室3教室分のエアコン設置工事、それからテニスコートの防球ネットが痛んでいるということで報告をいただいておりますので、張替工事に係る費用になっております。令和6年度に増設が見込まれ

ます特別支援学級などにエアコンがない部屋が今想定されておりますので、今回補正をさせていただきますまして、新年度が開始するまでに間に合うように設置をさせていただくために対応させていただきたいと思います。どうしても新年度が始まりますと、教室で生徒がいるという環境になりますので、できるだけ今使っていない部屋のうちに対応させていただきたいというものになっております。その下の1047 中学校教育振興費になります。1802 の補助金といたしまして153 万8,000 円になります。こちらは部活動の県大会以上の指導補助金といたしまして増額をさせていただくものです。秋頃になりますけれども、中体連の新人戦、県大会などに出場したソフトテニス部ですとか、あと、またコンクールに出場した合唱部などに対する補助金といたしまして、こちらのスポーツ等に係る費用をこちらとしての金額を計上させていただくものとなっております。その下の1901 扶助費としまして136 万8,000 円になります。こちら中学校に関する準要保護の就学援助費、また特別支援教育に対する生徒の活動関係の奨励費といたしまして、36 万8,000 円を増額するものとなっております。先ほど小学校の関係でも申し上げましたが、準要保護の援助費につきましては、中学校に入学する生徒の見込みとしまして新入学学用品費を同じく2 月末頃までに支給を予定しておりますので、全体額としまして不足が見込まれる分を今回増額をさせていただくものになっております。また、同じく特別支援教育奨励費につきましては、こちら全体額に関して不足している分が見込まれましたので、増額をさせていただくことになっております。先ほど歳入のほうで申し上げましたが、中学校費の分は交付決定を受けて歳入が見込まれている部分がありますので、そちらのほう（聴取不能）となっております。その下の1049 の中学校給食費をお願いいたします。1001 の消耗品費といたしまして、26 万8,000 円になります。こちら、カレー用のスプーンの、またそれをしまうための籠などの購入費となっております。こちら中学校の給食費に関しまして、今回購入させていただきまして給食で提供できるようにしたいと思っております。その下の02 燃料費40 万6,000 円でございます。こちらは中学校の給食関係で不足が見込まれておりますガス代が不足見込みありますので、こちらを増額させていただくものでございます。続きまして、40 ページをお願いいたします。上の部分になりますが、06 修繕料13 万7,000 円になっております。こちらは中学校の給食関係で食器洗浄機ですとか給食関係で修繕費が年間を通して実施しておりますが、不足が見込まれる部分がありますので、給食関係の修繕費として増額するものでございます。その下の1701 の備品購入費17 万円となっております。こちらは先ほど申し上げましたスプーンなどを購入する費用として消耗品費を計上しておりますが、こちらを給食室に保管するための保管庫が今度必要になりますので、こちらを購入するための備品購入費となっております。続きまして、41 ページになります。1071 の学童クラブ運営費となっております。1005 の光熱水費といたしまして8 万円の計上になっております。こちらは学童クラブ西部教室、西部ふれあいサロンで西小学校の児童を受入れをしておりますが、こちらの施設で学童の関係で電気料の不足が見込まれておりますので、こちら8 万円を増額して計上するものとなっております。説明に関しては以上であります。

○7番 中村福祉文教常任委員長 以上で、議案第13号の学校教育課に関わる部分の説明は終わりました。質問を行います。質疑ありますか。小口委員。

○5番 小口委員 カレー用のスプーンが消耗品費に入っているということなんですけれど、これは毎回消耗品を使うということでしょうか。

○7番 中村福祉文教常任委員長 三澤係長。

○三澤教育総務係長 スプーンを購入させていただいて、その購入費用としては消耗品費に計上しておりまして、毎回使ったものを食器洗浄機などに入れて洗浄して、また使うためですので使い捨てではございません。

○5番 小口委員 分かりました。

○7番 中村福祉文教常任委員長 岡田委員が一般質問でスプーン、金のスプーン（聴取不能）。

○三澤教育総務係長 それの対応どおりです。

○●番 女性委員 これは何人分。

○三澤教育総務係長 そうですね。全。

○●番 女性委員 全小・中学校。

○事務局 南小はもともとスプーンだったんですけれども。

○7番 中村福祉文教常任委員長 三澤係長。

○三澤教育総務係長 今の質問に追加の回答になりますが、全小中学校分になりますが、南小は既にスプールの対応が進んでおりますので、南小除く小学校及び中学校の導入になります。小学校でスプーンが1,375個分、それから中学校で780個分、少し多めに見ておりますけれども、どうしても破損等の関係もありますので個数としては以上を見込んでおります。

○7番 中村福祉文教常任委員長 そのほかにございますか。上田委員。

○8番 上田委員 以前、教育長の答えと、あと現場の方の答えとして、洗うのが大変だったということだったんですけど、これ人増やしてるのか、どうやって対応する予定なのか教えてください。

○7番 中村福祉文教常任委員長 三澤係長。

○三澤教育総務係長 人数に関しては調理員、大幅な増加とかそういうことはないんですけれども、今回スプーンと籠と同時に洗浄用のラックというか洗浄機を通して大丈夫なものを一応今回一緒に購入させていただきまして、なるべく負担とか手間がないようにさせていただく予定なんですけど、どうしてもカレーですので、付着するので、手間に関しては一応増えるのではないかとことは現場では見込まれている状況です。

○7番 中村福祉文教常任委員長 入杉委員。

○1番 入杉委員 洗浄機の修繕がありましたよね。洗浄機の修繕ってちなみに、今までも洗浄機を使っていますので、どういった部分が今回破損したのでちょっと参考のために伺いたいんですけど。

○ 7 番 中村福祉文教常任委員長 三澤係長。

○三澤教育総務係長 中学校の給食費で修繕費としまして、今回洗浄機等の関係を持っておりますが、修繕費の中で 13 万 7,000 円のうち、10 万円は現在使用している経常的な修繕費の不足分になっておりますので、実際に機械の故障として見込まれているのは 3 万 6,000 円から 7,000 円程度満たないものになっております。一応コンベアといいますか、その中に入れていくためのところで故障があるっていうなことで聞いておりますので、大きな何か装置に異常があるとかそういうところまでは来ておりませんので、入替えとかそういうことまでにはまだ至ってない状況です。

○ 7 番 中村福祉文教常任委員長 そのほかにございますか。小出嶋委員。

○ 2 番 小出嶋委員 教科書の改訂があるということも（聴取不能）購入をこれから準要保護生徒の援助費、それから特別支援教育センターの（聴取不能）奨励費の増というのは、今のこの時期に計上するということは当初予算になぜ計上してないのかという、伺います。

○ 7 番 中村福祉文教常任委員長 三澤係長。

○三澤教育総務係長 教科書の関係と扶助費の関係、それぞれご質問いただきましたが、まず教科書ですけれども、令和 5 年度に令和 6 年分以降の改訂が決定しておりますので、令和 6 年度に、今まではデジタル教科書分を教材として購入できておりましたので、本来でしたら、来年度になってから当初予算で買うところなんですけれども、教師用の教科書と指導書を今回 4 月に間に合うように購入が必要になっておりまして、デジタル教科書も指導書用にセットにどうしてもなってしまうということで、来年度になってから購入になりますと、その物自体が間に合わない、配布が完了できないということがありますので、今回補正の中で購入さしていただいて、4 月に間に合う、スタートに間に合うように購入させていただくというものになっております。それからもう一つ、扶助費のほうですけれども、こちらの年度当初に予算計上しているんですけれども、全体の申請して決定された人数と支給額とのバランスを見まして、こちらは単純に不足する見込みがあるものを今回計上させていただくというものになっております。先ほども説明申し上げましたが、2 月末、3 月ぐらいにかけて、来年度入学する児童生徒の保護者に、新入学学用品費というものを支援させていただきますので、そちらを見込んだときに少し足りなくなる可能性があるということです。こちらもちよっと金額と人数のバランスで、不足分を見込んだということになっております。以上です。

○ 7 番 中村福祉文教常任委員長 小出嶋委員。

○ 2 番 小出嶋委員 今の途中でそういう増額するとか人数も、そうするとそういうことで増えるのはしょうがないと思うんですけれども、それから教科書にしたいのは、当初予算のときに分かっていなかったのかと。何でそのときにもらわなかったのかという、理由は何ですか。

○ 7 番 中村福祉文教常任委員長 田中課長。

○田中学校教育課長 令和 6 年度から教科書の改訂があるんですけど、教科書の決定がこ

の夏に決定いたしまして、それまで教科書の何にするかっていうことが決まっておりますんで、それからの指導書等の対応になりますので、このタイミング、時期になりました。

○7番 中村福祉文教常任委員長 入杉委員。

○1番 入杉委員 関連であれですけど、教科書の種類というか、採用の会社が決まらなくても、数とか大体概算はあると思うんですよね。もう改訂は決まってるわけだから。それから教科書って1万円の教科書を予定してたけど、5,000円になったとか、5,000円の教科書を予定したけど1万円だったとかそんな価格のバランスの悪いものじゃないので、大体の概算は取れると思うんですけど、いかななものなんですかね。予測ができない、理由がよく分からないんですけど。

○7番 中村福祉文教常任委員長 田中課長。

○田中学校教育課長 確かに、概算で計上する余地はあったかなとは思いますが、結果としてこういう形になっております。今度、来年度中学、改訂になってまいりますので、参考にできたらというふうに思います。

○1番 入杉委員 もう予算盛り込めるんですよね。

○7番 中村福祉文教常任委員長 三澤係長。

○三澤教育総務係長 今、委員さんおっしゃるような程度概算で本来は取るべきだったと思われます。今回、ここまで増額になってしまった要因といたしましては、先ほど申し上げましたデジタル教科書をさらに先に本当は購入を予定していたものですので、補正をずるとしても、もう少し確保されたものに今回やるべきと思っておりまして、そうではなくて補正予算でいいんじゃないかっていう事務局サイドの考えでこのようにさせていただいておりました。教科書は今回セットとしてあるっていうふうに示されたのが、今年途中になって初めて分かったっていうのがありますので、少しちょっと言い方あれなんですけど、ここまでちょっと大幅な増額になるというので、他町村の様子をいたしましても購入が必須であるというような状況も聞いている状況ですので、本来でしたら当初予算にして、補正予算で、必要な分を増額っていうところであったんですけども、もう少し予算額としては少ない見込みでしたので、当初からちょっと補正を見込んでたっていう状況でした。

○7番 中村福祉文教常任委員長 入杉委員。

○1番 入杉委員 となると、今回この補正がこれだけの金額になった一番の要因は、デジタルの部分が想定外だったということでしょうか。紙媒体のものは大体予測できるんですけど。

○7番 中村福祉文教常任委員長 三澤係長。

○三澤教育総務係長 今、委員さんおっしゃるとおりでございまして、教科書としてセットとして販売するものか、あくまで教材として販売するかっていうもので教材希望でしたら新年度に入って、あとから後追いでデジタル教科書など買ったりもしてたんですけども、今回セットとして販売するっていうことですので、ばら売りができないような状況ということでなども確認をしましたので、こちらとしてはちょっと大幅な増額、結果になってしま

ったということになります。

○1番 入杉委員 教材会社にしてやられた。

○7番 中村福祉文教常任委員長 そのほかに質疑はありませんか。小出嶋委員。

○2番 小出嶋委員 スプーンはカレーだけに使うの。

○7番 中村福祉文教常任委員長 三澤係長。

○三澤教育総務係長 カレーとしてはお伺いしておりますけれども、汁物がほかにもございますので、学校で有効に活用していただければと思っております。

○1番 入杉委員 できるだけ使わないように。

○7番 中村福祉文教常任委員長 入杉委員。

○1番 入杉委員 余計なことかもしれないんですけど、スプーンを使った後、ペーパーで拭き取る。この作業を子供たち1人1人にしてもらうことで相当楽なんですよ、洗うのが。これをちょっとお伝えしていただければうれしいかなと思うんですけど。みのわ〜れでもそうやって、カレーのものは全て、まずペーパーで拭き取る。そうしないと、グリース・トラップが物すごいことになるんですよ。だから、必ずこれをペーパーを今度用意しなくちゃいけないかなっていう話になるんですけど、それはグリース・トラップが掃除だとか、職員さんの手間以上の、私は効果はあると思います。ですので、ティッシュペーパー1枚でもいいですので、これでこう、子供たちに食べた後、拭き取ってもらう。この作業をしてもらうことで、相当のその職員の労力の軽減につながっていくんじゃないかって私は思いますけれど、私ところでは、この作業を障害者の方が全部やってますので。

○7番 中村福祉文教常任委員長 三澤係長。

○三澤教育総務係長 今度、購入して栄養士のほうにも、今の対応をちょっと報告させていただきまして。

○1番 入杉委員 参考のためですので、別にやらなきゃいけないとかそういうことじゃないんですけど。

○7番 中村福祉文教常任委員長 そのほかにございますか。白鳥委員。

○11番 白鳥委員 一般39ページ中学校管理費、照明LED化工事設計業務委託料についてお伺いします。中学校の照明ということでご説明いただいたんですけども、具体的にどの部分の照明、教室なのかどことかそういう施設の部分について説明をお願いいたします。

○7番 中村福祉文教常任委員長 三澤係長。

○三澤教育総務係長 こちら、今ご質問いただきまして、中学校に関わる体育館ですとか廊下、全ての施設を含むものになっております。ただ一部、既にLED化、故障があった箇所ですとか、特に体育館などはなってる部分もありますので、そういったものは除かれるかと思っておりますけれども、まだ交換はされてないものを全てということで見込んでおります。

○三澤教育総務係長 よろしいですか。白鳥委員。

○11番 白鳥委員 今回の、そういう措置で、中学校のLED化が全て終わるっていう考えでよろしいのか、まだやるところがあるのかっていうだけちょっと確認をしたいんですけ

ども。

○7番 中村福祉文教常任委員長 三澤係長。

○三澤教育総務係長 2年ほど前なんですけれども、PCBの関係で処分の必要があるかどうかというところもありまして、学校のほうもいろいろな照明の調査だとか過去に実施した経緯がございます。必要な箇所は全てLED化を進める方向でありますので、今回のLED化をもって、中学校に関しては全て終了というのを見込んでおります。

○11番 白鳥委員 ありがとうございます。

○7番 中村福祉文教常任委員長 そのほかにもございますか。

(「なし」の声あり)

○7番 中村福祉文教常任委員長 ないようですので、以上で質疑を終わります。議案第13号、学校教育課に関わる部分についての討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○7番 中村福祉文教常任委員長 以上で討論は終わります。議案第13号 令和5年度箕輪町一般会計補正予算(第7号)について、学校教育課に関わる部分についての採決を行います。議案第13号、学校教育課の関わる部分について、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議はございますか。

(「なし」の声あり)

○7番 中村福祉文教常任委員長 ご異議ないものと認め、可決すべきものと決定いたしました。本会議でその旨を報告いたします。

続きまして、協議会に移ります。

【学校教育課 終了】

③文化スポーツ課

○7番 中村福祉文教常任委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。文化スポーツ課の審査を行います。議案第13号 令和5年度箕輪町一般会計補正予算(第7号)文化スポーツ課に関わる部分について説明を求めます。課長。

○小池文化スポーツ課長 どうぞ、よろしくお願いいたします。議案第13号 令和5年度箕輪町一般会計補正予算(第7号)に係る文化スポーツ課の部分につきまして、ご説明申し上げます。人件費のそれぞれの歳出につきましては総務課のほうから説明があるかと思うので、人件費のご説明につきましては割愛をさせていただきまして、以降、文化スポーツ課に係るものをご説明をさせていただきます。一般の42ページをお開きください。以降、図書館の部分からご説明を申し上げます。

○7番 中村福祉文教常任委員長 はい。

○林図書館係長 よろしくお願いいたします。では事業ポータル1075 図書館(聴取不能)の補正予算について説明させていただきます。こちらは事業費の光熱水費ですが、電気料の不足が見込まれるため15万円の増額要求をお願いしております。以上、よろしくお願いいたします。

○7番 中村福祉文教常任委員長 係長。

○赤松生涯学習係長 よろしく願いいたします。続きまして、同じく42ページの中ほど、08文化センター費、109文化センター管理費についてご説明申し上げます。10事業費、06修繕料でございます。文化センター設備修繕の増ということで55万2,000円を計上するものでございます。内訳としましては、消防用設備の関係でございますが、点検を受けた指摘改修ということで20万円ほど、それと、2階から通路を渡って外出ところの通路上のところですが、その連絡通路の木板が、実はウレタンのブロックが敷き詰めてある下に、敷き詰めてございまして、それが部分的に腐食をして危険だということで、それが約32万円の補修、合わせて55万2,000円の増でございます。続きまして、12の委託料から13、14と続けて説明させていただきますが、駐車場用地の測量設計業務委託料として320万円、13の使用料としまして用地の賃借料の増ということで24万円、それに関わる駐車場の整備工事ということで、2,000万円を計上するものでございます。駐車場につきましては、現在ある文化センター西側の、さらに保育園の向こう側の砂利引きの駐車場ございますけれども、その一番西端になります町道4号線と接する部分の、現在水田ですけれども、面積としましては1,493平方メートル、そこにつきまして、駐車場を個人から借り受けて、その測量設計、そして暗渠等の工事を進める中で造成をしまして、駐車場として使用するということでございます。以上です。

○小池文化スポーツ課長 以上、文化スポーツ課に係る部分をご説明申し上げました。

○7番 中村福祉文教常任委員長 以上で、議案第13号の文化スポーツ課に関わる部分についての説明は終わりました。質疑を行います。質疑ありませんか。小出嶋委員。

○2番 小出嶋委員 今の駐車場ですけど、今の下のしかもちょっと今、1枚目以外の砂利の駐車場があるので、(聴取不能)と同じような使い方をするということか。

○7番 中村福祉文教常任委員長 小池課長。

○小池文化スポーツ課長 ええ、おっしゃるとおりでございます。今、保育園の西側との砂利引きと同様な形態で一旦整備をさせていただきます。砂利ということで従来からなかなか舗装ではございませんので、水溜りができたりとか、それから陥没に近いようなところ、適宜砂利の補足等もさせていただいているんですが、今回のときに一緒に下の段のところもできれば砂利を少し埋めたいなと思っています。ただ、根本としては、やはり雨水があそこに、雨が降ったときに表面に水が溜まってとかしてしまうので、今回の一番上のところについては30センチほど土を入れ替えるんですが、それより下のところに可能な範囲で出水帯を受けておきますので、それを雨水排水を取ってから表土を入替えをして砂利引きにしておくと、そのような形で行います。

○7番 中村福祉文教常任委員長 入杉委員。

○1番 入杉委員 従来の形態のように使うということは、土手の部分とかそういうことはもう現状のまま残しておいてっていうのが地主さんとのお約束なんですかね。ああいうものを全部取っばらって、取っばらってと言うと失礼ですけど、ことはできないってことな

んですよ、契約上。

○7番 中村福祉文教常任委員長 小池課長。

○小池文化スポーツ課長 地主様との契約の中では、今回行く行く4号線と6号線に続く、L字型の歩道を造らせてほしいということも見据えた契約にしています。というのは、来年、こちらのほうを駐車場が使えなくなるというような形もございますので、まずは一旦、砂利引きの駐車場を整備して、その車の逃げ先というか行き先もある程度確保しておいてから、今年度に、そちらのほうに歩道をつけていくというようなことも見据えた賃貸借契約を結ぶ予定でございます。

○7番 中村福祉文教常任委員長 そのほかにありますか。白鳥委員。

○11番 白鳥委員 その工事をした駐車場の使用はいつぐらいからってというのは、予定はありますでしょうか。

○7番 中村福祉文教常任委員長 小池課長。

○小池文化スポーツ課長 目標としましては6月に上の砂利引きが完了していること、つまりこちらの工事着手前に砂利引き駐車場ができていたというのを目標にしております。ですので、ここで補正予算を頂くわけですが、測量とかそれから工事の関係、状況によりまして繰越というような形になるかもしれません。1,500平米ほどの広いところでございますので、当然舗装かけたら工事費は上がらないんですけど、砂利引きだけでもこれだけの多額になっておりますので、時期とそれから土の搬出先等を考慮しながら、遅くともそれまでに間に合わせるような形で、この工事にも影響がないようにさせていただければというふうに思っております。

○7番 中村福祉文教常任委員長 そのほかにもございますか。

(「なし」の声あり)

○7番 中村福祉文教常任委員長 ないようですので、以上で質疑を終わります。議案第13号、文化スポーツ課に関わる部分について討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○7番 中村福祉文教常任委員長 以上で、討論を終わります。議案第13号 令和5年度箕輪町一般会計補正予算(第7号)、文化スポーツ課に関わる部分についての採決を行います。議案第13号は原案のとおり、可決すべきものと決することにご異議はありますか。

(「異議なし」の声あり)

○7番 中村福祉文教常任委員長 ご異議ないものと認め、可決すべきものと決定いたしました。本会議でその旨を報告いたします。

引き続き、協議会に移ります。

【文化スポーツ課 終了】

⑤福祉課

○7番 中村福祉文教常任委員長 それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。福

社課に関わる付議事件の委員会審査を行います。議案第10号 箕輪町福祉医療給付金条例の一部を改正する条例制定について。

○●●● 委員長、傍聴可能でしょうか。

○7番 中村福祉文教常任委員長 はい。それでは議案第10号 箕輪町福祉医療給付金条例の一部を改正する条例制定について、説明を求めます。課長。

○小沢福祉課長 それでは議案第10号 箕輪町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例制定にまして、担当する係長よりご説明いたします。

○7番 中村福祉文教常任委員長 係長。

○小松介護保険係長 それでは、箕輪町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。この条例は、健康保険証とマイナンバーカードの一体化に伴いまして、福祉医療費の受給者条件であります保険情報の確認について、個人番号と情報連携を実施するために、変更の届出について規定を追加し、またそのほか条例中に規定しております用語の整理を行うものであります。初めに、議案5ページの資料、新旧対照表の中段をご覧ください。変更の届出について、第5条に1級資格を取得した者は、申請書に記載した付議事項に変更を生じたときは速やかにその旨を届けなければならないを追加しております。また今回の改正に合わせまして、用語の整理を行いました。主な内容を申し上げます。3ページをお願いいたします。乳幼児等を子供に改め、母子家庭と父子家庭とそれぞれ規定していたものをひとり親家庭と改めております。それに伴い、条例中の必要な箇所について改正を行っております。以上です。

○7番 中村福祉文教常任委員長 以上で、議案第10号 箕輪町福祉医療給付金条例の一部を改正する条例制定についての説明は終わりました。質疑を行います。質疑ありますか。入杉委員。

○1番 入杉委員 今、ご説明の5条の、速やかにその旨を町長に届け出なければならないというのを、ここに追加したということは、そういうこの、不足の事案があったということでしょうか。

○小松介護保険係長 今回マイナンバーと情報連携を用いて、健康保険の資格について情報を取得するに当たって、条例に記載していなければいけないという要件がありますので、それに伴って今回記載をさせていただきました。

○7番 中村福祉文教常任委員長 そのほかにございますか。小出嶋委員。

○2番 小出嶋委員 第5条の変更の届出っていうのは、どのような形でやるわけですか。マイナンバーカードとの関係は。

○7番 中村福祉文教常任委員長 有賀係長。

○有賀社会福祉係長 福祉医療の変更届っていうのがあるんですけども、保険証が変わりましたっていう変更届、申請書の中に変更を届出する欄がありまして、そこに記載していただくのとマイナンバーをそこに記載をしていただくことによって、申請書を提出していただくっていうものになるんですが、今までは保険証の写しをつけた上で、保険が変わりまし

たって届出はいただいておりますが、今回マイナンバーを記載していただき、保険証変更しましたという届出も出していただくことになります。

○7番 中村福祉文教常任委員長 よろしいですか。

○2番 小出嶋委員 届出をしなければならないという、この5条がなったのはそのマイナンバーを届けるということでよろしいですか。

○7番 中村福祉文教常任委員長 すみません、小出嶋委員。マイクが入ってなかったです。もう一度お願いします。

○2番 小出嶋委員 第5条のこの届出っていうのは、そのマイナンバーを届けるということですか。

○有賀社会福祉係長 マイナンバーに限らず規格が変更、今までいろいろお届けいただいている内容に変更があったという届出をしていただくっていうものなんです。

○2番 小出嶋委員 今回のこの条例の改正のことを、この5条の変更というのはマイナンバーを届け出るということ。

○1番 入杉委員 なんかケース・バイ・ケースがよく分からないんですよ。事例というか、こういう場合についていうケースがちょっと想定。

○2番 小出嶋委員 この条例の改正、このマイナンバーカードの一体化に伴いという、改正の理由があるんだけど、この情報連携をするために、この5条の改定は、マイナンバーを届け出るという、そういうことですか。

○7番 中村福祉文教常任委員長 係長。

○有賀社会福祉係長 例えば、保険の変更なので、今まで国保だったけれども社会保険に変わりました。社会保険から国保に変わりました、そういう保険変更について届出をしていただくとともに、マイナンバーについても記載をいただくというものになります。

○7番 中村福祉文教常任委員長 小出嶋委員。

○2番 小出嶋委員 (聴取不能)

○7番 中村福祉文教常任委員長 係長。

○有賀社会福祉係長 今までも変更の届出は出していただいております。今回、その情報連携をするに当たり、明確にするために記載させていただきました。

○2番 小出嶋委員 明確化をするためにこの5条を改定したということ。

○7番 中村福祉文教常任委員長 係長。

○有賀社会福祉係長 はい、そうです。

○1番 入杉委員 いまいちよく分からないんだけど。

○7番 中村福祉文教常任委員長 小出嶋委員。

○2番 小出嶋委員 ちょっとあんまりよく分からないんですけど。もう一つ、今回1号議案でこども子育て応援条例が出てるんですけど、そこでは、こどもっていうのは平仮名のこどもって表記してるんですけど、今回第1条で乳幼児と子供という漢字の子と供というのにしている。今回、新たにここのところに子供って出てくるんだけど、その条例の平仮名と

漢字をつけたのにしたというのはどういう理由なんですか。

○小沢福祉課長 本会議でも、小出嶋委員からご質問いただきました。今回案第1号のほうのこども・子育て応援条例につきましては、国のほうからの（聴取不能）が出ておりますけれども、こちらのほうでは、平仮名のほうをなるべく使っていきたいと思いますといったことのお話があったようです。うちの条例につきましては、これまで一般的に使ってきた漢字の「子」に平仮名の「ども」のこどもを使っております。また、新しい条例法以外であれば、この表記が一般的であるといったことから、今回は、どもが漢字を使っております。

○7番 中村福祉文教常任委員長 そのほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○7番 中村福祉文教常任委員長 ないようですので、以上で質疑を終わります。議案第10号について討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○7番 中村福祉文教常任委員長 以上で、討論を終わります。議案第10号 箕輪町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例制定について採決を行います。議案第10号は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○7番 中村福祉文教常任委員長 ご異議ないものと認め、可決すべきものと決定いたしました。本会議でその旨報告いたします。

続きまして、議案第13号 令和5年度箕輪町一般会計補正予算（第7号）について、福祉課に関わる部分の説明を求めます。小沢課長。

○小沢福祉課長 それでは、議案第13号 令和5年度箕輪町一般会計補正予算（第7号）につきまして、担当係長よりそれぞれご説明いたします。

○7番 中村福祉文教常任委員長 有賀係長。

○有賀社会福祉係長 それでは、歳出から説明させていただきます。補正予算書21ページをお願いいたします。0301 社会福祉総務費になります。人件費に関わる部分は総務課になります。12の01 委託料、要支援者支援システム設定委託料でございます。こちらは町のサーバー機更新により、運用している要支援者支援システムの設定作業が必要になるため補正をお願いするものでございます。続きまして、301 火葬場使用料、5万5,000円の増でございます。こちらは、身元引受人のいない方の火葬場使用料でございます。当初議案に予算を計上してありましたが、今年度既に1件ある支出がありました。この間の支出が見込まれるために計上させていただいたものでございます。続きまして、0332、1901 老人福祉施設入所措置費でございます。7が老人福祉施設への入所措置費でございますが、養護老人ホームへの措置のほうで、一番多いときで最大7名、特別養護老人ホームへのやむを得ない措置の方が2名でありまして、当初予定していたよりも措置する方が多かったため、増額をお願いするものでございます。

○7番 中村福祉文教常任委員長 係長。

○小松介護保険係長 それでは続きまして、0333 介護保険事業運営費、6901 扶助費になります。こちら地域密着型サービス事業所居住費助成金の減となります。利用者負担の軽減を図る事業者に対して、1 人 1 泊 500 円、上限月 1 万 5,000 円を助成するものですが、町内にあるグループホームにつきましては、介護保険の地域支援事業の対象になることから、グループホームの居住費分がこちらに計上されておりましたが、そちらを介護保険特別会計のほうに移すため、減額となるものです。続きまして、27 の 01 繰出金になります。こちら介護保険特別会計への繰出金の増の分となりますが、人件費などの増額に伴う繰出金の増額になります。

○7 番 中村福祉文教常任委員長 係長。

○丸山障がい者福祉係長 よろしくお願ひします。続きまして 23 ページをお願いいたします。03 の民生費の 0353 自立支援事業費の介護給付費の補正になります。19 の 01 扶助費ですが、障害福祉サービスの給付費の増と、あと障害児の福祉サービス給付費の増、合わせて、7,036 万 1,000 円の補正をお願いするものであります。こちらの財源内訳としまして、国が 2 分の 1 補助がつきまして、予算書の 11 ページが国の関係になりますけれども、3,518 万円、また県が 4 分の 1 ということで 1,759 万円、町が一般財源としまして 1,759 万 1,000 円ということで、今回補正をお願いするものであります。続きまして、0357、23 ページに続きますが、地域生活支援事業費の負担金であります。18 の 01、62 万 5,000 円につきましては、上伊那広域の障害者福祉サービス等審査支払等システムの改修負担金ということであります。来年度、福祉サービスの報酬の改正が計画されておまして、それに伴うシステム改修が必要なため、市町村の負担金ということで、12 万 5,000 円をお願いするものであります。こちらの財源としましては、国が 2 分の 1 補助がありますので、予算書の 11 ページに計上してありますが、自立支援事業費補助金として 31 万 2,000 円の補助がありますので、一般財源が 31 万 3,000 円となっております。続きまして、0359 地域活動支援センター事業費であります。14 の 01 工事請負費であります。トータルで 205 万 7,000 円の補正を今回お願いしております。内訳としまして、身の回りの照明器具、イオンの中のみのお〜れになるんですけども、その LED 化に係る工事費としまして 172 万 7,000 円。また、同じく、みのわ〜れの寒さ対策として施設の東側が窓になってるんですけども、そこにカーテン、裏地がついたものを設置することに伴う工事費ということで 32 万 9,890 円、合計で 205 万 7,000 円の補正をお願いしているものであります。

○●●●●係長 続きまして、歳入についてご説明させていただきます。10 ページをお願いいたします。民生費一般 01 社会福祉費負担金の老人福祉施設入所措置事業費でございます。これは先ほどご説明いたしました利用者の増に伴いまして、負担金の増額をお願いするものでございます。以上です。

○7 番 中村福祉文教常任委員長 以上で、議案第 13 号 令和 5 年度箕輪町一般会計補正予算（第 7 号）について、福祉課に関わる部分についての説明が終わりました。質疑を行います。質疑ありますか。小口委員。

○5番 小口委員 身寄りのない方の火葬場使用料を助成でということなんですが、例年よりも身寄りのない方がお亡くなりになったのが多かったということでしょう。

○7番 中村福祉文教常任委員長 有賀係長。

○有賀社会福祉係長 その年によって、お亡くなりになる方も違いますので、お1人分計上させていただいてたんですけども、既に支出がありまして、昨年度もお2人の方、(聴取不能)がそういう方が増えておりますので、今回予算計上させていただいたものであります。

○7番 中村福祉文教常任委員長 そのほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○7番 中村福祉文教常任委員長 ないようですので、以上で質疑を終わります。議案第13号、福祉課に関わる補正予算(第7号)について討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○7番 中村福祉文教常任委員長 以上で討論は終わります。議案第13号 令和5年度箕輪町一般会計補正予算(第7号)、福祉課に関わる部分について採決を行います。議案第13号は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○7番 中村福祉文教常任委員長 ご異議ないものと認め、可決すべきものと決定いたしました。本会議で、その旨報告いたします。

引き続き、議案第16号 令和5年度箕輪町介護保険特別会計補正予算(第4号)について説明を求めます。小沢課長。

○小沢福祉課長 それでは、議案第16号 令和5年度箕輪町介護保険特別会計補正予算(第4号)について、担当係長よりよろしくお願いいたします。

○7番 中村福祉文教常任委員長 係長。

○小松介護保険係長 それでは、介護のページをご覧ください。最初から説明させていただきます。3100 一般管理費になります。こちら、人事院勧告による人件費の増と会計年度任用職員の期末手当の割り増しの増ということで、02の019、0301の職員手当で、0104 共済費の増額(聴取不能)を行っております。13の01 使用料及び賃借料になります。こちらにつきましては、介護事業所台帳管理システムの使用料増ということで、令和6年4月からの介護報酬改正に対応するための使用料の増となります。続きまして、介護11 ページ、3119 介護予防サービス等諸費になります。こちら併せまして3127 高額介護サービス等費になりますが、こちらにつきまして介護予防サービス費、サービス等諸費につきましては、要支援1・2の方の予防給付費になります。こちらにつきまして、こちらと3127 高額介護サービス等ですが、ご本人負担額が一定額を超えた部分についてお支払いするものですが、320万円で組替えを行うものでございます。続きまして、介護12 ページ、3153につきましては、人件費になります、人事院勧告に伴う人件費の増になります。21315 包括的支援事業費になります。こちらも同様で、人事院勧告による人件費の増となります。続きまして、3155 任意事業費になります。こちら19の01 扶助費になります。認知症対応型共同生活介護事業所居住費

等助成事業になります。先ほど一般会計のほうでもご説明させていただきました利用者負担の軽減を図る事業者に対して、1人1泊500円、上限月1万5,000円を助成するものの、町内にあるグループホームのものになります。こちらにつきまして、これまでの実績及びこれからの見込みを勘案しまして、60万1,000円の増としてあります。続きまして、最後13ページ、3158認知症総合支援事業費になります。こちらにつきましては会計年度任用職員の期末手当の割り増しの増に伴う増額となっております。戻りまして、介護6ページ、歳入になります。それにつきまして地域支援事業費の変更・増額に伴いまして、国庫補助金となっております。最後、7ページにつきまして同様に地域臨時医療費の補助金増額に伴う支払い基金交付金の増となっております。続きまして介護8ページ、お願いします。これにつきまして同様に県支出金ですが、地域支援事業費の増額に伴う交付金の増となっております。続きまして、介護9ページになります。こちらにつきまして、町からの繰入金になります地域支援事業費の町（聴取不能）としての繰入金の増と、人件費の増に伴う一般会計からの繰入金の増となっております。説明は以上です。

○7番 中村福祉文教常任委員長 ただいま議案第16号について説明は終わりましたが、すみません。会議の途中ですが、ここで昼食のため暫時休憩といたします。再開を午後1時からとしますのでよろしくお願いします。

午前12時00分 休憩

午後 1時00分 再開

○7番 中村福祉文教常任委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。再開前の議案第16号 令和5年度箕輪町介護保険料特別会計補正予算（第4号）についての説明は全て終わりました。次に質疑を行います。質疑はありますか。白鳥委員。

○11番 白鳥委員 お願いします。介護10ページ、介護事業所台帳管理システム使用料増についてお伺いします。このシステムは、町独自のシステムなのか、上伊那の情報センターで使ってるシステムなのか、ちょっとそこだけ確認させてください。

○小松介護保険係長 こちらにつきましては、県のほうでも入れているダイオウバツという事業所連携するものでございまして、町独自でもなく、上伊那広域連合のシステムでもないものになります。以上です。

○7番 中村福祉文教常任委員長 白鳥委員。

○11番 白鳥委員 この金額ってのは全自治体で負担して、割り当てが箕輪のこの金額なのか、全自治体均等できてるののかってのは分かりますかね。

○7番 中村福祉文教常任委員長 係長。

○小松介護保険係長 こちらにつきましては、自治体ごと統一の金額になります。

○7番 中村福祉文教常任委員長 そのほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○7番 中村福祉文教常任委員長 ないようですので、以上で質疑を終わります。議案第16号について、討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○7番 中村福祉文教常任委員長 ないようですので、以上で討論を終わります。議案第16号 令和5年度箕輪町介護保険特別会計補正予算(第4号)について、採決を行います。議案第16号は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○7番 中村福祉文教常任委員長 ご異議ないものと認め、可決すべきものと決定いたしました。本会議でその旨を報告いたします。

【福祉課 終了】

⑤子ども未来課

○7番 中村福祉文教常任委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。議案第1号 箕輪町こども・子育て応援条例制定について、説明をお願いいたします。課長。

○高橋子ども未来課長 それでは、議案第1号 箕輪町こども・子育て応援条例制定について、お願いしたいと思います。詳細につきまして、係長のほうから説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○7番 中村福祉文教常任委員長 係長。

○鈴木子育て支援係長 それでは、議案第1号 箕輪町こども・子育て応援条例制定についての資料をご覧ください。提案理由につきましては、議会の初日で町長のほうからも申し上げておりますけれども、この条例につきましては、子ども及び子育てに関する支援に関し、基本理念を定め、町の責務や様々な主体の役割を明らかにするとともに、子ども・子育て支援に関する基本事項を定めるといったものになります。目次をご覧くださいますと、前文から始まりまして、第1章から第4章、それから附則という構成になっております。前文ですけれども、こどもは、地域社会の宝であり、こどもの健やかな成長は、活力あるまちにとってなくてはならないものである。少子高齢化や子育て家庭と地域とのつながりが希薄化する中において、こどもが健やかに成長するためには、こどもや妊婦を含めた子育て家庭に対し、より一層、行政、地域住民、関係団体等が相互に連携しながら、子育てを応援していくとともに、こどもの成長に対する喜びや楽しさを共有していくことが重要である。町では、様々な主体がそれぞれの役割を理解し、こどもの成長を支える地域社会を実現するため、この条例を制定するというふうにさせていただいております。第1章には、目的、定義、基本理念を記載しております。第1条、目的になります。この条例は、子ども及び子育てに関する支援(以下「こども・子育て支援」という。)に関し、基本理念を定め、町の責務並びに保護者、子育て家庭、学校等及び地域住民の役割を明らかにするとともに、こども・子育て支援に関する基本事項を定めることにより、すべてのこどもが主体性を持って健やかに育つために、こどもの成長を妊娠期からこどもが成人に至るまで切れ目なく支援し、地域全体で喜

びや楽しさを実感しながら子育てができる社会を実現することを目的としています。第2条につきましては、用語の定義を記載してございます。こども、保護者、子育て家庭、地域住民、学校等、関係団体、こちらについて定義をしてございますけれども、地域住民につきましては、町内に在住し、在学し、又は在職する者、及び町内で活動する個人、法人若しくは団体をいうというふうに記載をしてございます。こちらは、こちらは地域に暮らす人だけでなく、町内で就労する人、働く人、また活動する人を含む者ということで記載をしてございます。第3条の基本理念です。こちらは第1号から3号の3つの基本理念を定めております。第1号、こどもが個人として尊重され、その権利が認められるとともに、家庭や地域社会においてこども又は保護者が意見を表明でき、その意見が考慮されること。第2号、すべてのこどもがおかれた環境に左右されずに健やかに成長できるよう、こども及び子育て家庭がこども・子育て支援を必要に応じて受けることができること。第3号、町、学校等、地域住民及び関係団体（以下「各主体」という。）は、相互に連携し、協働し、及び子育てへの喜びや楽しさを共有しながら、地域全体でこどもの成長及び子育て家庭の子育てを支援することと定めております。第2章には、各主体の責務及び役割について記載をしてございます。第4条に、町のこども・子育て施策を推進する責務について記載をしてございます。第4条、町は、多様な需要に応じた妊娠期からこどもが成人に至るまで切れ目のないこども・子育て支援施策を推進しなければならない。次のページをお願いします。第2項、町は、前項の施策を推進するため、保護者同士の交流の機会や、こども及び子育て家庭が安心して過ごすことができる居場所の確保等に努め、地域住民及び関係団体が実施するこども・子育て支援に係る活動を支援するものとする。第3項、町は、こどもや子育て家庭、地域住民の関心と理解を深め、安心して町で子育て又はこども・子育て支援をできるようにするため、この条例の趣旨や町のこども・子育て支援施策について広報その他必要な措置を講ずるものとするというふうに、3つの町の責務について定めております。第5章には、保護者及び子育て家庭の役割等について規定をしてございます。第5条、保護者及び子育て家庭は、こどもの健やかな成長に第一義的な責任があることを認識し、次に掲げる各号の役割等を果たすよう努めるものとする。第1号、こどもの最善の利益を考慮しながら、こどもの成長に応じた子育てを行うこと。第2号、子育ては家庭全体で取り組むものと認識し、家庭がこどもにとって安心して生活することができる場所となるよう整えること。第3号、妊娠や子育てについて不安、困難等に直面したときは、抱え込まず周囲に相談し、必要な支援又は協力を受けることを心掛けること。第6条には、地域住民の役割について規定をしてございます。第7条に、学校等の役割を記載をしております。第3章ですけれども、第3章には、こども・子育て支援に係る体制の構築につきまして規定をしてございます。第8条では、各主体が、多様化・複雑化するこども又は子育て家庭に関する課題に対して、安心して相談できる体制を整備することや、情報共有の相互連携により、こども、子育て家庭が必要な支援を受けられる体制整備について記載をしてございます。次のページをお願いします。第9条では、こども及び子育て家庭の社会参加の促進について、記載をしておりますけれども、こども及び子

育て家庭の社会参加促進としまして、町がこどもに関する施策を実施し、評価する際には、こどもや子育て家庭の意見を反映できるよう、その意見を表明できる機会を確保するということを規定をしてございます。第4章に、こども・子育て支援に関する計画について規定をしてございます。第10条では、市町村こども計画策定について規定をしております。第11条では、このこども・子育て施策についての評価を行うということを規定をしてございます。最後に、附則としまして、この条例が令和6年4月1日から施行するものとして定めております。説明は以上です。

○7番 中村福祉文教常任委員長 以上で、議案第1号 箕輪町こども・子育て応援条例制定についての説明は終わりました。質疑を行います。質疑ありませんか。白鳥委員。

○11番 白鳥委員 これまで、全員協議会等々でご意見が、委員の皆さんから上がってมาすけれども、特に、それについて反映した場所をちょっと教えていただきたいんですけども。

○7番 中村福祉文教常任委員長 鈴木係長。

○鈴木子育て支援係長 これまでパブリックコメントですとか、定例協議会等でご説明をさせていただき、また委員の皆さんからも幾つかご意見を頂きまして、それらにつきまして参考にさせていただきながら修正を加えてきております。まず、条例の名称ですけれども、今回、箕輪町こども・子育て応援条例ということで名称を変更をしてございます。それから、前文ですけれども、議会上程する前まではパブリックコメントを行った段階では、こどもは地域社会の宝であり、こどもの健やかな成長が活力ある町の礎になるものであるという表現をしておりましてけれども、ここを活力あるまちにとってなくてはならないものだというふうに変更をしてございます。それからその次に続いて、しかしながら、近年、こどもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、多様化・複雑した課題に直面しているこどもや子育て家庭も顕在しているという一文を今回除いてございます。それから、修正した点が、第4条、町の責務につきまして、修正をさせていただいております。第4条の第1項ですけれども、最後のところになります、こども・子育て支援施策を推進するものとするとしていたものを、推進しなければならないというふうに改めております。それから、第2項のところ、表現を改めております。町は地域住民及び関係団体が自主的に実施する保護者同士の交流の機会という表現をしていたところを、町は前項の施策を推進するため、というところを付け加えておりまして、表現の順番が入れ替わるということもございます。改まった文章で、現在の第2項の形になっておりますけれども、ここが誤解を生みやすいということで、ご意見いただきましたので、今回の表現に改めております。また、こちらの第2項のところ、一番最後ですけれども、子育て家庭に関わる活動を支援するために必要な措置を講ずるという表現を当初、しておりましたけれども、そこを子育て家庭に関わる活動を支援するものとするというふうに改めております。また、第9条です。9条の最後のところになりますけれども、こども又は子育て家庭が意見を表明することができる機会を確保し、その意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとするという表現をしておりましたが、その意見を反映するものとするというふうに改めてございます。主な修正点は以上となります。

す。

○7番 中村福祉文教常任委員長 そのほかに何かございますか。

○5番 小口委員 何回か協議会などがあって、ちょっと混乱してしまったところもあると思うんですけども、その話合いの中で、これはあくまで子供向けではなく、子育てを応援する条例だということを町長もおっしゃいまして、子供に見せるような条例では、子供向けの条例ではないということが、もうはっきり町長もおっしゃっていると思います。協議会的时候にも、タイトルの、その「こども・」をもう取ってしまって、子育て応援条例としてはどうかという意見を申し上げたのですが、そちらについてはいかがでしょうか。

○7番 中村福祉文教常任委員長 高橋課長。

○高橋子ども未来課長 その中で、こども・子育て両方にかけてはいるんですけども、条例の内容的に、今言われたように子供の部分については附随部分ということもあろうかと思いますが、地域全体で子供を育てていくというようなところが前文にございますので、そういった部分を含めて子供の部分の応援、子育て家庭、子育て世帯への応援という意味も込めて、今回子供と子育て両方の名称を使った条例名とさせていただきました。以上です。

○7番 中村福祉文教常任委員長 よろしいですか。小口委員。

○5番 小口委員 はい、ありがとうございます。ただいまご説明していただいた内容ですと、やっぱり地域全体で育てていく、子育て世帯を含めて地域全体で子供を育てていく、その応援ということなので、なおさら「こども・」は要らないのではないかなと思うんですが、どのようにお考えでしょうか。

○7番 中村福祉文教常任委員長 高橋課長。

○高橋子ども未来課長 子供に関する部分のところを今、先ほどもちょっとお話ししたんですけども、ちょっと基本理念ということで、具体的な施策的な部分、子供目線的な部分がないというお話は、もう以前からちょっといただいたりしておりました。やはり、子育て応援ってなってしまうと、やっぱりちょっと家庭のほうにやっぱり目が、先ほど言ったように向いてしまう部分もありまして、内容にはそういった部分、各責務、団体の責務というところで、子供中心に周りの方たちがメインとなって書いてある部分ではありますけれども、やはり子供がやはり主体というか、真ん中にいるということもありまして、条例名の中にはやはりちょっとその「こども」という名称が必要であらうかということで、そこら辺も理事者ともお話をさせていただく中で、こういった形で落ち着いたところです。以上です。

○7番 中村福祉文教常任委員長 白鳥委員。

○11番 白鳥委員 一般質問でもあったこども大綱の関係ですね。こども大綱はまだはっきり国のほうから示されていない段階で、この条例ができる、4月1日から一応施行ということになってるんですけども、この4月1日にこだわった大きな理由というのはありますでしょうか。

○7番 中村福祉文教常任委員長 高橋課長。

○高橋子ども未来課長 今回、4月1日からの施行ということで、条例上程のほうをさせて

いただいております。今回、4月1日で施行したい部分につきましては、これから来年度の、新年度の予算の段階で入ってきます。こういった条例に関わるもの、具体的な施策はないんですけれども、これに伴うもの、新たな令和6年度の新年度予算に反映できるもの、そういったものを来年度の事業として掲げていきたいところもありまして、今回、令和6年の4月1日から施行、今回の可決をいただくことによって、そういった予算的な措置のほうも進めていけるかなということで、そうやってしております。以上です。

○7番 中村福祉文教常任委員長 白鳥委員。

○11番 白鳥委員 審議会の中で、こども大綱ができてからでもいいんじゃないかというような意見があったかどうか、ちょっと確認させていただきたいんですけども。

○7番 中村福祉文教常任委員長 高橋課長。

○高橋子ども未来課長 子ども・子育て家庭審議会の中では、そういった意見はございませんでした。

○11番 白鳥委員 まだ質問してもいいですか。

○7番 中村福祉文教常任委員長 白鳥委員。

○11番 白鳥委員 ありがとうございます。私としては、こども大綱、しっかりできてから、条例ができてもいいのかな、予算の措置を考えると、そういうことになるんですけども、やはり子供の、これから未来に関わることになるんで、しっかりこども大綱できてからでもよかったのかなと思いますけども、そういう話がなかったというのは、ちょっと今初めてお聞きしたんで、私の個人としては、大綱ができてからでもいいかなと思ってます。もう1点お聞きしたいんですけども、子どもの権利について、ここに3条のところには出ないんですけども、別段でこの権利について条項を作らなかった理由はありますか。

○7番 中村福祉文教常任委員長 高橋課長。

○高橋子ども未来課長 今回、この条文については基本理念ということで、・・条例ということをお願いをしたいと考えております。権利については、それぞれ子ども条約ですとか、子ども基本法ですとか、それに関する上位法のほうで、権利については大分、うたっております。今回そういったものを（聴取不能）を（聴取不能）・持っていないのは、そういったものの条項があるという部分と、これからこども計画、市町村のこども計画を作っていく中で、具体的な施策、そういったものに反映させていこうかなと思っております。その中で権利的な部分、必要であれば、ちょっとその後、権利部分だけを除いた条例を作るのか、それに伴った関係のものを作るのか、町長も、一般質問のほうでお答えさせていただきましたけれども、そういったものを計画を作る中で、足りないもの、不足しているもの、加えていったほうがいいものは、総合、そういったもので考えていきたいと考えております。

○7番 中村福祉文教常任委員長 白鳥委員。

○11番 白鳥委員 情報があるのは分かるんですけども、やはり町としてもやっぱりその権利についてしっかりここに入れたほうがいいかなと私は思います。ほかの先見のこど

も・子育ての関係の条例を見ると、上位法があっても子どもの権利についてはきちんと明確に明記してるところもあるんですよ。なもんで、そこら辺をもうちょっと、ほかのところも見ながら、研究しながらいってほしかったなというのはあります。続けてどんどんしますけれども、4条の2項、居場所の問題です。これ見ると、町の積極性が見られないというのが、私の個人的な意見なんですけども、町としてはどうやって関わってるのかというのは、しっかりもうちょっと明記したほうがいいのか。具体的にこういうところがあって、さらに居場所を作るのかとか、それに対する支援の内容についても、しっかり明記したほうがいいのかと思うんですけども、居場所の確保に努める、努めということだけにとどめてしまった理由をお聞かせください。

○7番 中村福祉文教常任委員長 鈴木係長。

○鈴木子育て支援係長 居場所の、もう少し具体的に明記をしたほうがよかったのではないかとご意見を頂いておりますが、これまでの議論の中でも、そういったご意見も頂いておりますけれども、今回の条例につきましては、あくまでも子育ての応援する理念を定めるというものでございまして、具体的な取組につきましては、今後明らかにしていく計画のほうでしっかりと位置づけていきたいというふうに考えております。

○7番 中村福祉文教常任委員長 白鳥委員。

○11番 白鳥委員 今回、理念の条例だというのは分かるんですけども、もう少しこの町の積極性がどれだけしっかり関わるのかというのが、この条文だけではちょっと私には見えてこないんですけども、その審議会なり、パブリックコメントでも、子供の居場所について具体的な話が、すみません、パブリックコメントでなくて子ども審議会のほうで、居場所についてどういう議論がされたのか、お話しできる範囲で結構ですので、お話しいただけますでしょうか。

○7番 中村福祉文教常任委員長 高橋課長。

○高橋子ども未来課長 その居場所に関する部分の審議会でのお話ということですね。居場所に関しては、審議会の中では、特別の具体的な場所というワードが出ている議論というのはありませんでした。これを作成する中で、協議会の中で、委員さんのほうからその居場所的な部分の取り込みが欲しいというところで、そういったものを町としても進んでいったほうがいいのかということもご意見を頂きましたので、今回その4条の第1項のほうに、そういった居場所に関する取組について記載をさせていただいたところでございます。以上です。

○7番 中村福祉文教常任委員長 そのほかにございますか。

○5番 小口委員 この条例をどのように周知するのか、今の予定を教えてくださいませんか。

○7番 中村福祉文教常任委員長 鈴木係長。

○鈴木子育て支援係長 この後でまた議案のほうに出てきますけれども、今回の一般会計の補正予算の中に、この条例を周知するためのポスターですとか、パンフレットを作成する

ための予算も計上をさせていただいております。一般企業であったり、地域の公共機関であったり、皆さんの多くの方の目に触れるような場所で、こういった条例を制定をして、町がこども・子育て支援に関わる応援をしていくというところを周知をしていく予定でございます。

○7番 中村福祉文教常任委員長 小口委員。

○5番 小口委員 先ほども子どもの権利についての条例なり、宣言なり、町長も一般質問でおっしゃっていたと思いますが、それがもし必要であれば、作っていくことも考えていらっしゃると思います。子供の権利を主体にした、子供中心の、その真ん中の条例というのがもしできるのであれば、今の子育て条例というのを大々的にアピールするのではなく、今ここでアピールするのではなく、計画を作っていく中でそういうものが必要だと思ったら、そういうのを作ると思うので、それができてから、こういうものとこういうものがあるよということを周知するのがいいのではないかと思います、その辺はいかがでしょうか。

○7番 中村福祉文教常任委員長 高橋課長。

○高橋子ども未来課長 今回、まだちょっと具体的にどのようなものかということの詳細は、まだしっかり詰めてはございませんけれども、想定としましては、今回その条例の部分、出来上がってきた部分のものと、子供がそもそも持っている権利、先ほど言いました条約ですとか基本法ですとか、そういったものに入ってる部分の子供たちが本来あるべき権利の部分についても、子供たちがやはりちょっと承知をしていない部分もあるかなということもありますので、そういったものをまた前提に出しながら、今回、学校等、子供たちからアンケートなりを取らせていただきました。そういったものを取ることによって、こういった条例が出来上がってきたんだよってというようなことで、子供たちも自分たちがこういったものを作るものを、皆で関わりを持てた、そういったものでも何か伝わればなということ、今回、とりあえずそのパンフレットを考えております。この後、計画ができたかどうか、その後、何かしら先ほど言いました計画にない部分が、足りない部分、何かしらリーフレットなり作っていくということも、その後はまたそのタイミングで考えていきたいなと考えております。以上です。

○7番 中村福祉文教常任委員長 小出嶋委員。

○2番 小出嶋委員 いろいろご意見が出ておりますけれども、この条例の今の計画というのは、これから作っていくということですが、これを具体的に進める中で、その規則とかそういうものを作っていく用意が、そういうことをしていくのかどうかということと、また、先ほど、こどもと、こども・子育てという条例の一番最初の名前の中に、「こども・」というのは要らないんじゃないかという話がありましたけれども、こどもという部分が、3条の基本理念のところも、こどもが個人として尊重され、その権利を認められるとともに、家庭や地域社会において、こども又は保護者が意見を表明でき、その意見が考慮されることということで、子供に対しても相当な部分の重きが、こういった部分に結構あると思いますので、これはこどもというのと、子育てというのは、その両方あったほうがいいと

思います。それから、さっきからも出てますけれども、これは住民の人たちもそうなんですよ。

○1番 入杉委員 討論ですよ。質疑だよ。

○2番 小出嶋委員 ご意見。

○1番 入杉委員 ご意見。討論に入っていない。

○7番 中村福祉文教常任委員長 入ってない。

○2番 小出嶋委員 討論じゃない。

○7番 中村福祉文教常任委員長 意見だつて。

○2番 小出嶋委員 これから作ってくれるかという、子供へのその周知というか、そういうものも、ほかの市町村とか、そういうところも出していくかと思えますけれども、各、この自分たちの学年というか、そういう部分に対応できるような、分かりやすく解説できるような、そういうような資料を作っていったほうがいいんじゃないかと思えます。

○7番 中村福祉文教常任委員長 鈴木係長。

○鈴木子育て支援係長 今後、計画、市町村こども計画を作っていくということを、町長のほうからも答弁されていますけれども、まだ、こういった計画の内容につきましては、大綱もこれからというところもありまして、未定の部分もありますので、具体的な内容について、また規則等を定めていくかということについても、もう少し計画のほうが具体的になってきたところで、計画を立てていきたいと思えます。また、その子供に対しての周知というところですが、以前からもご意見頂いておりますように、子供自身にこういった条例ですとか、子ども施策に関わっていてももらえるように、各子供さんの年齢、学年に応じたパンフレット等を作成しながら、子供たちに、みんなが大人が応援しているよということをメッセージを伝えたり、これから作っていく計画では、子供会議ですとか、子供向けの、子供のためのワークショップ等も開催をしていくことを考えておりますけれども、そういったものに参加してほしいということも伝えるために、そういったパンフレット等を有効に活用していきたいと考えております。

○7番 中村福祉文教常任委員長 そのほかに質疑はございますか。

○5番 小口委員 子供に向けるなり、大人に向ける、子供に向けて、子供があるべき権利を承知していないと、まずはその説明をして、この条例の内容を子供たちに知らせるというふうにおっしゃったのですが、やっぱりそのあるべき権利を承知していないというところが、私は大事だと思っております、なので、そのところをきちんと条例として明文化して、そのものと、この条例と、併せて子供たちに知らせるというのなら分かるのですが、そのあるべき権利というのを簡単に説明をしておいてから、この条例を、というところは、やはり違和感があるのですが、その辺はいかがでしょうか。ですので、子どもの権利条例なり、権利宣言なりができてから、併せて周知をしてはどうかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○7番 中村福祉文教常任委員長 高橋課長。

○高橋子ども未来課長 先ほど申したのは、詳細まだ決まってませんという前提でお話をさせていただきました。私がちょっと考えている中で、そういったものも必要かなという話で、ちょっと聞いていただければと思います。権利部分については、先ほど言いましたように上位法のほうで決まっております。それはもう改めて今回、町のほうで、今回この条例づくりの中の構成の中に入れるところはないということの判断で、今回こういう条例のつくりにさせていただきました。そもそもそういった条約ですとか、基本法、そういった精神にのっとった子どもの基本法ができていくわけですので、そういったことも子供たちは知らないでいるかもしれないので、そういった法律がまずあって、身近な町でも、皆、子供たちをみんなで育てていくんだよというようなところを知ってもらいたいというような意味で考えております。以上です。

○7番 中村福祉文教常任委員長 よろしいですか。そのほかに、質疑ございますか。白鳥委員。

○11番 白鳥委員 1点だけ、ちょっと確認させていただきたいんですけども、今回その条例をつくるに当たって、要は子供のいじめの問題とか、虐待の問題、これについて条文は、はっきりした明確な条文はないんですけども、それを入れなかった審議の中で、これをつくるに当たって、そういうことも入れたほうがいいんじゃないかという声がなかったから入れなかったのか、そういう話があっても、今回、条文化できなかったのか、その点は、何で入れてないのかなというのがちょっと、要は子供の生命、命を守るところがちょっと子育てというなら、そこら辺も入ってたほうがいいのかと私は思いますけども、具体的に明文化しなかったというのは、何か理由がありますでしょうか。

○7番 中村福祉文教常任委員長 高橋課長。

○高橋子ども未来課長 今おっしゃっているところは十分理解できます。審議会の中でも、そういった具体的な施策についての記載という話もありました。例えば、会社に対する、親がお休みを取れる、育休とか、そういったものを細かく書いたほうがいいんだとか、ヤングケアラー、虐待、そんなことの課題がありますので、そういったものも記載したほうがいいんじゃないかなというお話は確かにありましたが、今回、そういったものの具体的な施策については、この後、出てくる計画ですね、そちらのほうでしっかり書いていく中で、対応を取っていききたいということでお話をさせてさせていただきました。その中で審議会の委員さんの皆さんにはご納得をいただいて、今回のような条例の形にさせていただいたとおります。以上です。

○7番 中村福祉文教常任委員長 小出嶋委員。

○小出嶋委員 今のちょっと関連ですけど、先ほどその前文の中から、そういう今のようなヤングケアラーとか、そういうようなことも実態あるんだよという部分も削ったという話があったんですけど、そこら辺も今のようなことですか。

○7番 中村福祉文教常任委員長 鈴木係長。

○鈴木子育て支援係長 子供や子育て家庭に関わるアンケートを実施した際には、そうい

った複雑な課題があるというところがありましたので、そういった実態もある中で子供や子育てを支援していくということをうたうということで、前文に最初、当初は入れておりました。多くの方の意見をお聞きする中で、この条例が応援するという目的のものであるのであれば、そういった暗いイメージを持たないように、そこを抜いたほうがいいんじゃないかというご意見をたくさん頂きまして検討した結果、その一文を抜くということにしました。

○7番 中村福祉文教常任委員長 そのほかにございますか。

○5番 小口委員 審議会では様々な課題を抱えている子供たちがいて、抱えていなくても予備軍であるということと、子供の権利が守られていないからこそ、いろいろな問題が起きるのではないかと、なので、子供を主体にした子供の権利をきちんとうたった条例が必要なのではないかというふうに私は申し上げたと思います。応援する目的で作ったということであれば、やはりその子供の権利を主体にしたものというのは、何かしら必要だとやっぱり思うんですけども、もし、計画を作っている段階で、その権利を主体にした条例なり、宣言なりを造らなきゃいけないとなったときには、じゃあそれを造った後に、また同じように企業ですとか、大人ですとか、子供向けに、同じような感じで周知をするということによろしいでしょうか。

○7番 中村福祉文教常任委員長 高橋課長。

○高橋子ども未来課長 計画を作った後に、その具体的な施策を進めていくものについての（聴取不能）をどうするかということですかね。すみません。ちょっと、意図が、申し訳ないです。

○5番 小口委員 計画は計画で周知をしないといけないと思いますが、その子どもの権利を主体にした条例なり宣言なりが、もし必要だと判断されて、それができた暁には、その条例なり宣言なりを、この条例、今問題になっている条例と同じように、子供たちにも周知をするということによろしいでしょうか。

○7番 中村福祉文教常任委員長 高橋課長。

○高橋子ども未来課長 すみません。対応ありがとうございました。計画なり、そういったその後の部分についても、やはり同様に周知をしていこうと考えております。以上です。

○7番 中村福祉文教常任委員長 小出嶋委員。

○2番 小出嶋委員 確認ですけれども、これ令和6年の4月1日から施行される、この条例はされるわけですけど、それまでには計画もそうですけど、あと細かい規則だとか、そういうことはその日まではできないということでもいいですか。

○7番 中村福祉文教常任委員長 高橋課長。

○高橋子ども未来課長 現段階では、令和6年3月末までに付随する規則についての設定はちょっとまだ考えていません。以上です。

○7番 中村福祉文教常任委員長 小口委員。

○5番 小口委員 居場所についてなんですけれども、計画を作っていく段階で具体的に考えていけばいいと思うんですが、計画を作る前にその居場所、町内の居場所に対する把握

といいますか、現状把握というのが必要だと思うんですけども、その辺のところは具体的にどうされるおつもりか、教えていただけますでしょうか。

○7番 中村福祉文教常任委員長 鈴木係長。

○鈴木子育て支援係長 居場所をこれから作っていくという計画を立てるに当たって、現状把握をというご意見を頂いておりますけれども、今現在も、幾つか居場所に関わるような取組をしてくださっている、そういう団体もあります。これらをどのように私たち、町が把握しているかということもなんですが、今現在、社会福祉協議会にはなりますけれども、子供に関するサポーター、子ども安心サポーターを、間違えました。失礼しました。コーディネーターを社会福祉協議会に委託をしております、このコーディネーターに居場所づくりの後方支援であったり、居場所に通うことを、をつなぎをつけるというようなアウトリーチ活動を委託をしております。そういった地域の中に浸透している地域福祉コーディネーターの皆さんに、子供に関わる活動がどのように行われているのかということの把握についても、協力をしてもらっています。そういった地域の活動をどのように把握していくのかということとは、改めまして、社会福祉協議会や地域の皆さんとの情報共有をする中で、しっかりと把握をしていきたいと考えております。

○7番 中村福祉文教常任委員長 そのほかに質疑はございますか。

○11番 白鳥委員 今の関連でいいですか。

○7番 中村福祉文教常任委員長 白鳥委員。

○11番 白鳥委員 すみません。今の関連でお伺いします。今、現状、箕輪町としての子供たちの居場所、把握している場所は何か所あるか、分かりますでしょうか。

○7番 中村福祉文教常任委員長 鈴木係長。

○鈴木子育て支援係長 今現在、居場所というのを、どのような人たちを居場所としているかということも関係してくるかと思われまますけれども、子供が安心して過ごせる場所であったり、相談できる場所であったり、学習支援であったり、生活体験をできる場所ということで、私たちが把握している団体が、現在7か所あります。

○7番 中村福祉文教常任委員長 白鳥委員。

○11番 白鳥委員 その7か所についてなんですけれども、具体的に保護者なり、学校の皆さん、保護者なり生徒なりに、周知されているのかどうかというのをお聞きしたいんですけども、もしされていたら、どういようにお知らせをしているのか、周知されているのかというのを、併せて、すみません、お聞きしたいんですけども。

○7番 中村福祉文教常任委員長 鈴木係長。

○鈴木子育て支援係長 今現在、取り組んでいただいている団体の皆さんが、広く大勢の方に来ていただけるように、受入体制が整っているところと、そうでないところとあります。大勢受け入れて大丈夫というところは、皆さんそれぞれ学校にチラシを配ったりですか、取り組んでくださっていますけれども、そうでない団体、1人ずつないでいく、1人ずつ受け入れられますかということを、私たちも一緒に家庭訪問したり、一緒に団体につないだり

する中で受け入れていただいている団体もありますので、そういった団体については、まだ周知をしないしてほしいというふうにも言われておりますので、今現在あるその7団体が、全部載っているようなリーフレットを配布するとか、そういった活動は行っていません。オーケーと言っているところがそれぞれにチラシを配ったり、回覧板を回したりだとか、そういった活動をして周知に取り組んでくださっているというところを把握しています。

○7番 中村福祉文教常任委員長 小口委員。

○5番 小口委員 その7か所ある居場所ということなんですけれども、広く知ってほしいところと、そうでないところがあるということでした。具体的にどちらの団体が広く知ってほしくて、どちらの団体が周知はしてほしくないとおっしゃっているのか、教えていただけますでしょうか。

○7番 中村福祉文教常任委員長 高橋課長。

○高橋子ども未来課長 現在、その受入れがですね、子供たちの受入れの人数が多いところで周知というか、パンフレットを配っているところの団体名ですけれども、まんぷくふじや塾さんと、つみきのいえさん、Pur みんなの学校という3団体と聞いております。ちょっとその他の団体については、先ほどお話ししたとおり、ちょっと公表というかですね、ご本人さんたち、代表者の方からも、ちょっと承諾というか、そういったお話をちょっといただけていないので、この場では差し控えさせていただければと思います。申し訳ございません。

○7番 中村福祉文教常任委員長 白鳥委員。

○11番 白鳥委員 今、3か所公表していただいたんですけども、公表できないところも合わせて7か所ということなんですけれども、その7か所については、要はこども家庭センターなりで把握されているということよろしいですかね。

○7番 中村福祉文教常任委員長 鈴木係長。

○鈴木子育て支援係長 今申し上げました7か所につきましては、私たちとふだんから連絡を取り合っておりまして、子ども食堂であったり、居場所の連絡会というのを開催しておりますので、その連絡会のほうにもお声をかけて来ていただいて、日々活動の中で困ることがないとか、そういった交流をさせていただいています。

○7番 中村福祉文教常任委員長 白鳥委員。

○11番 白鳥委員 そういう情報については、家庭センター以外、町内で共有はされて、ちゃんと共有されてるかどうかなんですけれども、それを確認したいんですけれども。要は学校教育とかと、共有されているのかどうかというのは、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

○7番 中村福祉文教常任委員長 鈴木係長。

○鈴木子育て支援係長 居場所の、具体的にその代表者の方がどの方で、どこどこでやっていますという詳細までをしっかりと学校に伝えているかということ、そうではないんですが、毎年、校長会に伺いまして、居場所を、今、実施してくださっているところが、こんなようなところがありますので、ぜひつないでいただきたいということで、学校と情報共有をさせていただいております。また、利用している子供さんにつきましては、学校と地域とで同じ方

向性を持って支援をしたいということで、学校も一緒に支援会議をさせていただいておりますので、そういった中で、学校のほうにもだんだんに浸透していくといいなというふうに思っております。

○7番 中村福祉文教常任委員長 小口委員。

○5番 小口委員 7か所ある団体のうちの3か所については、今教えていただいたんですけども、では残りの4か所が広く公表しては駄目ということなののでしょうか。

○7番 中村福祉文教常任委員長 鈴木係長。

○鈴木子育て支援係長 それぞれで、ご自身は周知をするという取組、チラシを配ったりということはしているかもしれないんですが、一覧表を配るということについては、まだ控えてほしいと、まだ受け入れるキャパがないので控えてほしいというふうにお申出をいただいておりますので、この段階で公表することを控えさせていただいております。

○1番 入杉委員 意見言っているんですか。

○7番 中村福祉文教常任委員長 入杉委員。

○1番 入杉委員 先ほど来から、居場所については論議されているんですけど、この居場所というものにこだわってね、今、検討する時間ではないと思うんですよね。質疑の時間ですよね。だから、もう少し建設的な進め方していただきたいと思いますけれど。

○7番 中村福祉文教常任委員長 という意見がございました。

そのほか、何か質疑はございますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○7番 中村福祉文教常任委員長 それでは、以上で質疑を終わります。

議案第1号 箕輪町こども・子育て応援条例制定について、討論を行います。討論はありますか。

○1番 入杉委員 反対からですか。

○7番 中村福祉文教常任委員長 どっちでもいいですけど。討論があれば、反対か賛成か言っていただいてから、討論を始めてください。討論はありますか。白鳥委員。

○11番 白鳥委員 非常に悩ましいところなんですけども、現状については、私はちょっと賛成しかねるかなと思います。やはり子供の権利について、もうちょっとしっかり書いてほしいというのと、先ほども私、お話ししましたけども、いじめの問題、虐待の問題、それについてもしっかり明文化してほしいということで、反対の表明をさせていただきたいと思います。

○7番 中村福祉文教常任委員長 入杉委員。

○1番 入杉委員 私は賛成の立場で討論させていただきます。

皆様からのいろいろなご質問やご意見がございましたけれども、これ、町長が理念条例と言っておりますので、具体的な文言を盛り込む、盛り込まないは、ここではするべきではないと思いますので、盛り込まないでよろしいと私は思います。ですので、「こども・子育て」とあります。これについてもですね、子育て応援条例だけでは、条例としての中身は非常に

薄くなると思われます。実際、先ほど、課のほうからのご説明もありましたように、子供に関する文言も入っておりますので、この条例で私は賛成としたいと思っております。

○7番 中村福祉文教常任委員長

○9番 北野委員 私は賛成意見なんですけれども、条例というのは、かなり細かく何回も審議して、皆さん、話し合いをして、こういうふうになったんですけれども、ある意味、大まかでいいと思うんですけれども、その後のこども計画のほうで、その補足というか、足りない部分を補足していきながら、細かく計画していければ、本当に子供のために、あなたたち、大人はあなたたちのために応援してるんだよという気持ちが分かれば、それでいいと思いますので、これからのその計画次第だと思いますので、この条例は賛成です。

○7番 中村福祉文教常任委員長 それでは、ほかに反対の討論はありますか。小口委員。

○5番 小口委員 一部反対と言いますか、子どもの権利に関する条例というのがもし後でできた場合に、「こども・子育て条例」というのと、「子どもの権利条例」というのと、2つあると紛らわしい感じがするので、「こども・」というのを取って、内容的にも子育て応援条例ということで今は作っておいて、後から子どもの権利条例なり、何かしらできたときのすみ分けをはっきりしておいたほうがいいのではないかというふうに思っています。内容的には、これでいいと思うんですけれども、その辺のところだけがちょっと反対です。

○7番 中村福祉文教常任委員長 そのほかに討論に参加をされる方はいらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

○7番 中村福祉文教常任委員長 ないようですので、以上で討論を終わります。採決に移ります。議案第1号 箕輪町こども・子育て応援条例制定について、採決を行います。

○11番 白鳥委員 採決の前に提案いいですか。できましたっけ。

○1番 入杉委員 イエスカノーかだけです。

○11番 白鳥委員 継続の提案はできないんですか。

○1番 入杉委員 動議出して。誰か動議を。

○11番 白鳥委員 はい、じゃあ動議。私が出したらいいんですか。じゃあ、動議。

○7番 中村福祉文教常任委員長 継続の動議が出ましたけども。

○1番 入杉委員 そっちを先に。

○7番 中村福祉文教常任委員長 それを賛成する人がいないと、動議は成立しないということで、それじゃ。

○1番 入杉委員 1人でもよかった。

○11番 白鳥委員 賛同者が1人でもいいんじゃない。

○7番 中村福祉文教常任委員長 動議について賛成する方はいらっしゃいますか。

○1番 入杉委員 言わなくちゃ、きちんと。

○11番 白鳥委員 私が説明しなきゃいけない。

○7番 中村福祉文教常任委員長 白鳥委員。

○11番 白鳥委員 継続の動議を提案いたします。

これだけまだ審議、本当に今回の、今議会だけで審議を尽くすのがいいのか、私には甚だ疑問であります。もう少し意見を聴取して、この条例が、これ、未来永劫ある程度残っていく条例になりますので、慎重審議を重ねたほうがよろしいと思います。今議会における採決については、継続を私は提案いたします。

○7番 中村福祉文教常任委員長 ただいま白鳥委員から、継続の動議が上がりましたが、これに賛成の方はいらっしゃいますか。

（「はい」の声あり）

○7番 中村福祉文教常任委員長 白鳥委員から出た継続の動議に賛成する方がいらっしゃいましたので、それでは、この動議に賛成する方と反対する方の採決というか、決を取りたいと思います。それでは、ただいま白鳥委員から継続の動議が出されましたけれども、これを継続していったほうがいいのかという方は、挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

○7番 中村福祉文教常任委員長 継続の動議、少数でしたので、このまま議案第1号について、採決を行います。一応少数でしたので、動議は否決されました。議案第1号について、採決を行います。議案第1号 箕輪町こども・子育て応援条例制定について、原案のとおり可決すべきものというご意見の方は挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

○7番 中村福祉文教常任委員長 一応、一応というか、多数でありましたので、ご異議ないものと認め、可決すべきものと決定いたしました。本会議でその旨を報告いたします。

○7番 中村福祉文教常任委員長 続きまして、議案第13号 令和5年度箕輪町一般会計補正予算(第7号)、子ども未来課に関することについて、説明をお願いいたします。高橋課長。

○高橋子ども未来課長 それでは、議案第13号 令和5年度箕輪町一般会計補正予算案(第7号)につきまして、子ども未来課に関する部分について、ご説明申し上げます。それぞれ担当の係長から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○7番 中村福祉文教常任委員長 鈴木係長。

○鈴木子育て支援係長 それでは、令和5年度箕輪町一般会計補正予算書をお願いいたします。ページ10ページをお願いいたします。歳入からご説明させていただきます。14款の分担金及び負担金でございます。2項民生費負担金でございます。02の児童福祉費負担金でございます。こちらにつきまして、病児・病後児保育の利用負担金ということで、314万1,000円計上をさせていただいております。こちらは、上伊那生協病院内にあります「いちごハウス」という、病児保育、病児・病後児の保育施設がございますけれども、こちら、委託をしておりますが、インフルエンザですとか溶連菌、アデノウイルス等、感染症が今年は早い時期からかなり流行をしております、この病児・病後児保育の利用をする方が大変多くなっております。また、歳出のほうでも、委託料につきまして計上させていただいております。

が、この歳出に伴いまして、交付金を活用をしつつ、この病児・病後児保育の施設ですけれども、伊那市、南箕輪村、辰野町と一緒に委託をしております。代表で箕輪町が委託をしまして、各市町村から負担金を頂くという形での運営となっておりますので、その利用等に伴いまして、各市町村からの負担金としての歳入を見込んでおります。

○7番 中村福祉文教常任委員長 係長。

○那須保育園係長 では、引き続き14ページをご覧ください。23款地方債でございます。保育園整備事業債、1,300万円の減でございます。こちらのほうは、松島保育園の照明LED化につきまして、当初、(聴取不能) 費にて発注しまして、それに対しての起債を予定しておりましたが、設置工事を含めた機器類のですね、賃貸借に変更することによる減でございます。戻りまして、6ページのほうに、第3表、地方債の補正ということで載せてございます。こちらは、先ほど説明をしました保育園の整備(聴取不能)の廃止ということで載せていただいておりますので、よろしくお願いいたします。歳入につきましては以上でございます。

○7番 中村福祉文教常任委員長 鈴木係長。

○鈴木子育て支援係長 続きまして、歳出につきましてお願いをいたします。23ページをお願いいたします。3款民生費の(聴取不能)、児童福祉総務費でございます。児童福祉総務費のうちの予算70児童福祉総務費につきまして、お願いいたします。人件費につきましては、総務課のほうから一括で説明があると思いますので、省略をさせていただきます。事業費につきまして、一番下の・・になりますけれども、お願いいたします。先ほど、第1号議案の中でもお話をさせていただきました。すみません。名称が間違っておりますけれども、今回のこども・子育て応援条例の周知の資料を印刷をするということで、印刷製本費を計上させていただいております。続きまして、25ページです。失礼しました。24ページをお願いいたします。0372につきましては、人件費となっております。0375子育て世帯生活支援特別給付費について、お願いいたします。こちらは令和4年度に実施をしました低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援給付金の国庫補助を受けておりますけれども、こちらにつきましの償還金が発生しておりますので、そちらの分を計上をさせていただいております。

○7番 中村福祉文教常任委員長 係長。

○那須保育園係長 引き続き24ページの381保育園施設整備費でございます。こちら、先ほど歳入のほうで説明させていただきました松島保育園の照明LED化につきまして、当初、(聴取不能)にて発注予定であったものを、設置や工事も含めたリース、5年間のリースのですね、5年後は無償譲渡になる予定でございますが、そちらのほうに変更して発注するための組み替えとなります。使用料及び賃借料につきましては、一応3か月分見込んで、今年度は3か月分を見込んであるところでございます。工事請負費の減、1,000万のほうですけれども、工事請負費の保育園施設整備、全体では2,537万2,000円という予算になっておりますが、そちらのうち、松島保育園のLED化で予算化されておりました額というのは1,382万

7,000円ではございますけれども、当初予算化されていなかった予算は、措置はされていなかったんですけれども、その後ですね、保育園のですね、松島保育園でFFの暖房機の取替工事が発生したりですね、そういったところが、その保育園の施設整備工事の中で行う予定のものができてきたためですね、また予定した工事の中でも、資材費の高騰等もあったこともありまして、工事請負費の減のほうは1,000万円としているところでございます。

○7番 中村福祉文教常任委員長 鈴木係長。

○鈴木子育て支援係長 続きまして、5目発達支援費につきまして、お願いいたします。0396 子ども・子育て支援事業費でございます。こちらが委託料、先ほどご説明、歳入のほうで説明させていただきました病児・病後児保育の委託料、利用者増に伴う増額ということで計上をさせていただいております。利用者の増加が見込まれるということで、計上をさせていただいております。また償還金ですけれども、こちらは、子ども・子育て支援事業交付金という事業がございます。こちら、先ほどの病児・病後児保育も含まれますが、子ども子育てに関わる13事業を実施するものについて、国・県の補助金を受けております。その国庫の分の償還が発生しております。昨年度実施した分につきましての償還金が発生しております。子育て支援センターの運営費ですとか、また、先ほどの病児・病後児保育委託料等が主な内訳にはなっておりますが、病児・病後児保育、昨年まではコロナの影響もありまして、受入れができないという期間もあったりで、利用者が少なかったというところもありまして、当初の見込みよりも事業費が少なかったというところで、一度、概算で受けたものにつきまして、償還を行うものでございます。子ども未来課分については、以上となります。

○7番 中村福祉文教常任委員長 ただいま、議案第13号 令和5年度箕輪町一般会計補正予算（第7号）、子ども未来課についての説明は終了しました。質疑を行います。質疑ございますか。

○7番 中村福祉文教常任委員長 入杉委員。

○1番 入杉委員 この病児・病後児保育の件なんです、辰野町も今度できますよね。そうしたときに、その辰野から来てるご利用者の割合ってどのくらい、そんなに経営的に脅かすような割合ではないですよね。

○7番 中村福祉文教常任委員長 鈴木係長。

○鈴木子育て支援係長 辰野町からも、いちごハウスのほう、ご利用されておりますけれども、割合的に本当に、辰野町からの利用がもともとが少ない状況です。辰野町に新しいのを建設されるという話は、辰野町ともしていますけれども、箕輪町のほうにお勤めされていらっしゃる方が、継続して利用したいというご意向があるということは、お聞きしています。

○7番 中村福祉文教常任委員長 入杉委員。

○1番 入杉委員 ああ、そうなんですね。はい、分かりました。

○7番 中村福祉文教常任委員長 そのほかにもございますか。小出嶋委員。

○2番 小出嶋委員 24ページですけれども、保育園施設整備費で、起債の事業で、工事請負費ではなくて、リースにしたという、何が安くなったんでしょうか。

○7番 中村福祉文教常任委員長 那須係長。

○那須保育園係長 結局ですね、リース、これ、割り返してもらえればと思いますけど、月々、一応参考に聞いている業者さんから話を聞きますと、設置工事とか、そこから割り返すのではなくて、電気料の削減とか、そういったところも加味する中で、リース料が決定されるようです。(聴取不能) 決定方向で、5年で60か月、大体参考でもらった資料からすると、計算すると12万1,000円ぐらい、月々という形になってこようかなと、これからの入札とか、そういう形になってきますので、それ以上、安くなっていくか、分かりませんが、それでもやってですね、1,300万と比較しても半分ぐらいになってくると、結局はその経費的な部分ということで、判断させていただいております。

○7番 中村福祉文教常任委員長 そのほかにございますか。白鳥委員。

○11番 白鳥委員 病児・病後児保育の委託料増について、ちょっとお聞きしたいんですけども、今年これだけインフルエンザ等々、感染症がはやってるんですけども、どのくらいこれから増を見込んで予算化しているのか、ちょっとそれだけ分かれば、お聞きしたいんですけども。

○7番 中村福祉文教常任委員長 高橋課長。

○高橋子ども未来課長 当初なんですけれども、約1,200で見込んでおりました予算が、9月の末、半年過ぎた段階で650名を超えているということで、半分以上を過ぎております。これからちょっと感染症の流行期とかですね、増えることも見込みまして、約1,300超えの方のご利用を見込みまして、今回のその差額分の補正ということでお願いしてございます。以上です。

○7番 中村福祉文教常任委員長 白鳥委員。

○11番 白鳥委員 では、もう1回、すみません、確認させてください。辰野と伊那と南箕輪で分担金を頂いてるということなんですけれども、その割合というのは、どういう計算をしているのかというのを聞きたいんですけども、もう利用者人数で割ってるのか、もう均等で割ってるのか、ちょっとそこだけ確認したいんですけども。

○7番 中村福祉文教常任委員長 鈴木係長。

○鈴木子育て支援係長 交付金を受けておりますので、箕輪町のほうで代表をして交付金を申請をし、残った町の負担額と、あと基準額がございまして、その基準額をオーバーしてしまいますので、そのオーバー分とを合わせまして、残りの額が出てきますので、その残りの額の半分を箕輪町が負担をしまして、利用が一番多いものですから、残りの額を各市町村で負担をしていただいて、利用人数に応じて分担をしていただいております。

○7番 中村福祉文教常任委員長 上田委員。

○8番 上田委員 先ほど小出嶋委員から質問あった、このちょっとLEDのリース、ちょっともう少し詳しく、ちょっと教えてほしいんですけど。というのは、リースでトータルが安くなるということはないと思うんですけど。要はこの5年間はいいんですけど、リースなんで、所有ではないと思うんですけど。トータルで必要なものなら、リースよりは買ったほう

がいいと思うんですけど、これ、もう少しリースする理由を教えてほしいんですけど。

○7番 中村福祉文教常任委員長 係長。

○那須保育園係長 一応、そうですね、参考に頂いた、本年度の予算要求の際にですね、頂いた、(聴取不能)の関係のですね、1,380万7,000円と比較してという形になるんですけども、先ほどもちょっと、詳しいところはあまり私も理解していない部分もあるんですけども、当然工事費、こういったLED、照明の関係ですね、照明の数からですね、その実際の電気料から算出して、LEDにした場合の削減とか、そういったところから計算されて、その参考にいただいた業者からの見積もりは、単純に工事請負費割る60か月とか、そういうことではなくて、そういった電気の削減からくるような計算になっておりました。ですので、あとは工事業者も多分、ネットワーク的なところもあるので、多分箕輪、箕輪の業者でもね、協力してくれるところがあれば、そういったところも使うんでしょうけども、ネットワーク的に、全国的に展開しているようなところもあるかと思いますので、そういった資材調達とか、そういったところもですね、抑えられるといったところもあるかと思います。なので、箕輪町の、単純にこの箕輪の業者さんに工事発注という流れよりは、そういったところで削減されてきているものかと思われます。

○7番 中村福祉文教常任委員長 高橋課長。

○高橋子ども未来課長 すみません。補足です。工事費から、今回リース料に変えたんですけども、先ほどちょっとご説明させていただいたんですが、5年間のリース、60月のリースになります。それが月額、先ほどの3か月分で36万3,000円ですか、になるので、約12万円ちょっとの価格なんですけれども、それに60か月かけると、約700万円超えてきます。5年間、60か月過ぎると、リースアップということで、全ての機器が箕輪町のものになりますので、それ以降はリース料がかからないということになりますので、そこで1回清算ということになります。はい、お願いします。

○7番 中村福祉文教常任委員長 白鳥委員。

○11番 白鳥委員 リースを受ける部分、設備なんですけれども、それはどこら辺、照明だけなのか、それに関わることもあるのか、ちょっとそこら辺もうちょっと詳しく説明していただければありがたいんですけど。

○7番 中村福祉文教常任委員長 係長。

○那須保育園係長 基本的にはですね、そのリース、月々払う予算の中には、そういった工事、設備、撤去も含めて入っておりますけども、基本的に使える資機材関係を扱っているということなので、電灯とか、そういったものをLEDに変えとか、その元の部分は残してとか、そういったところはあります。ただ丸々交換するとか、そういうこともあるとは聞いておりますが、基本的には残せるものは残して、必要最小限でやっていくという形にはなろうかと思います。

○1番 入杉委員 みのわ〜れ、リースにしてもよかったように思うんだけど。何か分からない感じね。

○（聴取不能）今回工事費がね、載ってきますけれど。

○1番 入杉委員 そうです。しかも、ちょっとすみませんね。みのわ〜れは、よそのうちに取り付けるわけだから、別に自分のものになる必要ないんだから、全くリースでいいような気がするんですけど、福祉課はどういう根拠で。

○11番 白鳥委員 それは福祉課に聞いて。組み替え動議は私で。

○1番 入杉委員 今からだけど、（聴取不能）したほうがいいような気がするんですけど。

○那須保育園係長 一般的にはね、リースにしても無償譲渡という形を取るもので、最終的には財産の取得にはなるんですけどもね。

○1番 入杉委員 ああ、そうなんですね。でも、みのわ〜れ、財産取得する必要ないでしょう。あそこ、イオンのものですからね。だから、イオンがどこか行っちゃえば、みのわ〜れだってなくなるわけだから、そういうことを考えたとき、リースのほうがいいような気がしたんですけどね。つぶやいてみただけ。

○7番 中村福祉文教常任委員長 白鳥委員。

○11番 白鳥委員 じゃあ、照明器具が主ということで考えていけばよろしいということですね。はい、分かりました。ありがとうございます。

○7番 中村福祉文教常任委員長 そのほかに何かございますか。

（「なし」の声あり）

○7番 中村福祉文教常任委員長 ないようですので、以上で質疑を終わります。

議案第13号 令和5年度箕輪町一般会計補正予算（第7号）、子ども未来課に関わる部分についての討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○7番 中村福祉文教常任委員長 ないようですので、以上で討論を終わります。議案第13号 令和5年度箕輪町一般会計補正予算（第7号）について、子ども未来課に関わる部分についての採決を行います。議案第13号 令和5年度箕輪町一般会計補正予算（第7号）の子ども未来課に関わる部分について、可決すべきものと決することに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○7番 中村福祉文教常任委員長 ご異議ないものと認め、可決すべきものと決定いたしました。本会議でその旨を報告いたします。以上でよろしかったですか。

【子ども未来課 終了】

⑥健康推進課

○7番 中村福祉文教常任委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。議案第13号 令和5年度箕輪町一般会計補正予算（第7号）について、健康推進課に関わる部分の説明を求めます。課長。

○小田切健康推進課長 まず、すみません。説明する前にですね、10月1日から、国保医療係の係長が、前任の小松から小林に代わっておりますので、自己紹介してもらいます。お願

いします。

○小林国保医療係長（自己紹介）

○小田切健康推進課長 係員から係長になりまして、初めてで委員会等も体験してないので、本日は、国保医療係の分につきましては、私から説明させていただいて、それ以外の部分については、北原補佐のほうから説明いたしますので、よろしくお願いいたします。それでは、予算書ですね、11ページをお開きください。16款の国庫支出金です。その中の上のほうにあります衛生費国庫負担金の中にですね、国庫基盤安定負担金ということでマイナスの150万1,000円ございますが、こちらですが、国庫負担金のほうの確定を受けまして、清算するものでございます。当初予定していたよりは減ったということでございます。その下の、新型コロナウイルスワクチン予防接種健康被害給付金です。こちらにつきましては、令和3年、2年前になるんですが、令和3年の7月に、コロナワクチンの接種により健康被害を受けた方が、国のほうに申請を出していたんですが、この令和5年の10月20日付けで健康被害者ということで認定されたためですね、令和3年7月18日から令和、同年の3年の10月18日までの3か月間ほどなんですが、の自己負担分相当と、あと手当が、療育手当が出るんですが、そのうち国が定めた上限の金額が29万円ということで、歳入を見込んでございます。こちらにつきましては、国からまず町の会計で払っておいて、同額が国から下りてくるという、いわゆるトンネル給付になります。続きまして次のページ、12ページをお開きください。17款の県の支出金です。こちら真ん中より上のほうに、衛生費県費負担金でございます。こちらのほうですね、02の老人保健費負担金の中にですね、後期高齢者保険基盤安定負担金ということで、こちらですが、県の負担金ですね、4分の3が県の負担金で、町が4分の1を持つということになっているので、元の数が、数字がですね、32万2,891円なんですが、その4分の3負担ということで24万2,000円が、県の負担として入ってくることになります。続いてその下ですが、こちら、国保基盤安定負担金増ということで、こちら先ほどの説明と一緒になんですが、今度は県の支出金分ということで、今度は逆にですね、110万8,000円が確定により増になっております。歳入については以上です。

○7番 中村福祉文教常任委員長 係長。

○北原健康づくり支援係長 私の方から、歳出のほうのご説明をさせていただきます。22ページをお願いします。老人福祉費0321高齢者等福祉施設管理費でございますが、工事請負費ということで、げんきセンター玄関前雨水処理工事ということで62万3,000円の補正をお願いします。げんきセンターの玄関前の雨水の排水がうまく流れない状況にありまして、利用者の出入りに支障があるような状況となっております。既存の雨水・・・にうまく雨水が流れるように改修するための工事にかかる費用を、補正をお願いしますのでございます。続きまして、26ページをお願いします。ここから、4款の衛生費をご説明するんですが、先に会計年度任用職員さんの期末手当の増額と社会保険料の増額につきましては、人事院勧告に基づくものとなりますので、ここでまとめて説明をさせていただきます。4款の中の0401一般保険費等、0405新型コロナウイルスワクチン接種事業費、続いて27ページの

0408精神保健事業費、0415母子衛生費、0416健診事業費、あと次のページ、28ページの0417健康増進事業費、それと老人保健費の中の0425後期高齢者保険事業費の中の会計年度任用職員さんに関わる部分につきましては、同じ説明になりますのでお願いいたします。では、それ以外のところになります。26ページに戻っていただいて、0401一般保険費の給料、02と03と04の給料職員手当共済費の一般職員分につきましては、職員の異動に伴うものとなります。続きまして、27の繰出金についてです。

○7番 中村福祉文教常任委員長 課長。

○小田切健康推進課長 27の繰出金につきましては、令和6年、今までの前年度の令和4年度の会計が確定したことを受けまして、ここで、国民健康保険の基盤の繰出金の減ですとか、あと未就学児の均等割の保険税の繰出金の増とか、確定に伴って補正をするものでございます。その4段ある中の一番下ですね、国民健康保険産前産後保険料繰出金、こちらはですね、令和6年の1月1日から適用される、この後また税務課のほうから説明がありますが、均等割と所得割、妊婦さんのですね、の所得割が、単胎だと4か月間分で、双子等の多胎だと6か月分が減免されますので、それに伴います補正になってございます。

○7番 中村福祉文教常任委員長 北原係長。

○北原健康づくり支援係長 院長、北中係長、続いて0404のほう、0404の予防接種事業費のほうのご説明をします。償還金利子及び割引料なんですけれども、こちらは感染症予防事業費等国庫負担金の返還金となります。44万1,000円の返還となるんですが、こちらは風疹追加的対策事業の風疹抗体検査の実績に応じて差額を返還する費用を補正するものです。国庫負担金は見込みで交付されまして、実績が確定したところで精算するという形になりますので、今回の返還金は、令和4年度の精算ということになります。続いて、0405新型コロナウイルスワクチン接種事業費です。その中の18負担金補助及び交付金ですが、先ほど歳入のほうでご説明しましたように、予防接種健康被害給付金ということで、こちらはご本人様に対する給付金ということになります。29万円を補正するものになります。

○7番 中村福祉文教常任委員長 課長。

○小田切健康推進課長 続きまして、27ページをご覧ください。0407国民健康保険特別会計繰出の事業でございます。01の繰出金ですが、こちらは人件費の繰出金です。一般職員3人分と会計年度2人分の一般会計から特別会計への繰出金になります。人事院勧告に伴う増になります。15万7,000円を予定してございます。

○7番 中村福祉文教常任委員長 北原係長。

○北原健康づくり支援係長 続いて0410保健センター管理費のほうをお願いいたします。保健センターなんですけれども、2階の栄養指導室のところに一部雨漏りがありまして、少し破損している部分がございますので、そのところを修繕する20万4,000円を補正、増額を補正させていただくものになります。

○7番 中村福祉文教常任委員長 課長。

○小田切健康推進課長 続きまして、28ページをお願いいたします。0424の後期高齢者医

療事業費でございます。後期高齢のほうもですね、4年度の金額が確定してきまして、確定による精算ということで調整しましたところ、まず負担金の減ということで68万4,000円、また、事務費のほうも負担金の減ということで、マイナスの41万8,000円となっております。そういったものを受けまして、27の繰出金でございますが、基盤安定の繰出金のほうが32万3,000円の増、総務費の繰出金、こちらについては人件費分なんです、14万5,000円の増となっております。

○7番 中村福祉文教常任委員長 北原係長。

○北原健康づくり支援係長 0425後期高齢者保健事業になります。この中の11役務費の手数料と12の委託料、健診委託料です。あと18の負担金補助及び交付金に関することなんです、こちらは全ての健診に、後期高齢者の健診に係るものになりまして、年々人数も増えていらっしゃるんで増額はしているんですけども、見込みを上回る方の受診があったため、健診にかかる手数料、委託費、ドックに対する補助金の増額をお願いする補正となっております。説明については以上となります。

○7番 中村福祉文教常任委員長 以上で、議案第13号 令和5年度箕輪町一般会計補正予算（第7号）について、健康推進課に関わる部分の説明は終わりました。質疑を行います。質疑ありますか。入杉委員。

○1番 入杉委員 一般の26ページにあります、この予防接種の健康被害とあります。もし分かれば、どんな被害だったのか、お願いします。

○7番 中村福祉文教常任委員長 課長。

○小田切健康推進課長 それでは答えられる範囲内で、個人情報のこともありますので、お答えいたします。まず、2021年の7月に、2回目のコロナワクチンですね、接種を受けたところ、頭痛や吐き気が出たしまして、その後、病院等に行きました。簡単に言いますと、その後ですね、動脈瘤ができて、手術をすることになりました。入院も約1か月間ほどでございます。保険が使えますので、保険で効く部分は保険で払うんですけど、自己負担分ですね、自己負担分について、プラス、何ですかね、療養給付費というか、医療手当というのが、その期間ですとか、何回通院したかによって金額が決まっております。そういったものを計算して、お支払いすることになっております。現在はもう2年以上たつてますので、大分、つい先日役場の窓口に来られたんですが、若干目まいは残っているんですが、ほぼほぼよくなったというふうにお聞きしております。なお、国のほうに、我々は早く出したのですが、国のほうでやっぱり相当件数がありまして、2年間、認定が出るまでには、約2年間かかっております。

○7番 中村福祉文教常任委員長 そのほかにごありますか。白鳥委員。

○11番 白鳥委員 今の被害給付金の関連でお伺いします。これを申請したのは今のところ1件だけになりますかね。その後また国のほうに申請が今、出てるのかどうか、ちょっとそれだけ確認したいんですけども。

○7番 中村福祉文教常任委員長 課長。

○小田切健康推進課長 その方は令和3年度なんですが、令和5年度にもう1人いて、この申請をする前に、我々が領収書とかを集めて、その上でさらに委員会を開きまして、専門の先生に見ていただいて、確認していただいた上で県に上げて、県から国に上がっていくんですが、既にそれを終えて、令和5年度にお1人ですけれど上げて、認可が、認可というか申請、認定されるのを今、お1人の方については待っている状態でございます。

○7番 中村福祉文教常任委員長 白鳥委員。

○11番 白鳥委員 その今、令和5年で被害を訴えられた方というのは、症状的にはちょっと、話せる範囲でいいんですけども、どういう症状なのかというのは、ちょっとお話しただけですかね。

○7番 中村福祉文教常任委員長 課長。

○小田切健康推進課長 では、担当の小林保健師のほうからお答えいたします。

○7番 中村福祉文教常任委員長 はい。

○小林健康づくり支援担当係長 令和5年度に申請された方は、頭痛と吐き気とめまいが主訴不調になっております。現在も通院中というふうに伺っております。

○7番 中村福祉文教常任委員長 よろしいですか。白鳥委員。

○11番 白鳥委員 はい、ありがとうございます。今後の国のその給付金を受けるまでも至らなくても、その接種後にそういうような症状が出て、要はちょっと健康被害じゃないけど、そういう具合が悪くなったという訴えをされた方が、把握できる範囲でいいんですけども、どのくらいいたのか、分かればあれなんですけども、そういうことでちょっと相談に来てるかどうかな。健康被害に当たるのかどうかと、相談に来ている方もいらっしゃるのかどうか、ちょっとそれだけいいですかね。

○7番 中村福祉文教常任委員長 小林係長。

○小林健康づくり支援担当係長 ご存じのとおり、コロナワクチンの副反応が結構ありまして、その副反応のご相談なんかは多く頂いておりますけれども、明らかな健康被害の相談というのは、あるかもしれませんが、こちらには伺っておりません。

○7番 中村福祉文教常任委員長 そのほかにごございますか。

（「なし」の声あり）

○7番 中村福祉文教常任委員長 ないようですので、以上で質疑を終わります。議案第13号 令和5年度箕輪町一般会計補正予算（第7号）の健康推進課に関わる部分について、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○7番 中村福祉文教常任委員長 討論を終わります。議案第13号 令和5年度箕輪町一般会計補正予算（第7号）について、採決を行います。議案第13号の健康推進課に関わる部分について、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○7番 中村福祉文教常任委員長 ご異議ないものと認め、可決すべきものと決定いたし

ました。本会議で、その旨を報告いたします。続きまして議案第14号 令和5年度箕輪町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、説明をお願いいたします。課長。

○小田切健康推進課長 それでは、国保の1ページをご覧ください。議案第14号でございます。まず第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,346万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億1,451万2,000円とするものでございます。第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の額は、第1表歳入歳出予算補正によります。それでは、細かいところを説明させていただきます。6ページをお開きください。国保の6ページです。まず、歳入でございます。こちら、一般被保険者国民健康保険税の中に、医療給付費分現年課税分と、02後期高齢者支援金現年課税分でございます。こちらは、先ほど少し説明をしましたのが、産前産後の妊婦さんの本人分の所得割及び均等割額が1月1日から減免されることに伴い、保険税が減少する分、特会のほうにお金を入れていただくものになります。金額については、国から示された計算式により算出してございます。続きまして、国保の7ページをご覧ください。03のシステム開発費等補助金でございます。1万7,000円の増額をお願いするものですが、こちらですが、マイナンバーカードと保険証の一体化を広報等でPRすることに伴う経費の一部を、国が定める範囲内で補助してくれるものですが、ほぼチラシですね、チラシが・・・のほうで作りますので、そちらの購入費等になります。続きまして、次のページ、国保8ページをご覧ください。先ほど一般会計のほうですね、額が確定してきたということをお伝え申し上げましたが、国保で受ける場合はですね、いろんなところに細分化して入っていきます。この8ページの01の保険基盤安定繰入金から始まりまして、未就学児均等割保険税繰入金ですとか、そういったものにつきましては全て国や県の支出金の確定を受けて、それに合わせて金額を算出してございます。職員等の給与につきましては人事院勧告に伴うものでございます。また、06の国保財政安定化支援事業繰入金ということで、810万5,000円という大きな金額になっておりますが、こちらは国保財政の健全化及び税負担の平準化に資するため、一般会計からの繰出しに要する額でありまして、国保の加入者数などを加味した国の計算式で、あなたの町はこの金額ですよということを示されますので、その金額を歳入として見込むものでございます。これらを受けまして、歳入と歳出を見まして調整をするところですね、その下の基金繰入金です。こちらのほうで、基金で調整をしてございます。今回はですね、入りのほうが多く見込まれるということで、基金のほうを674万4,000円減額をして、歳入歳出を同額になるように調整してございます。最後、国保の9ページをご覧ください。こちら、雑入の2ということで、諸収入1,252万6,000円ですが、令和4年度の保険給付費等交付金が確定したことを受けて、こちらのほう、給付費がプラスされたことと、審査支払手数料がプラスされましたので、町の特会のほうに還付されるものとなっております。続きまして、国保の10ページでございます。ここから歳出となります。411につきましては、一般職員3人分の人件費の人事院勧告に伴います増減ですとか、今回、10月1日で係長が異動しておりますので、そういった関係で数字のほうが動いております。また、

その下の4151の会計年度のこちら2人分なんです、こちらにつきましても人事院勧告に伴うものです。続いて国保の11ページです。こちらは給付金の確定を受けて、財源を組み替えているものでございます。一般財源としていたものを、そうじゃなくしたり、逆もまた然りでして、ここで調整をしております。続いて、国保の12ページをお願いいたします。上段、上のほうになりますが、4831保険給付費等交付金償還金ということで、1,330万7,000円ですが、こちらは令和4年度の保険給付費等交付金、普通交付金というものがあるんですが、その実績報告をし、それに伴いまして額が確定したことに伴いまして、こちらのほうから国保のほうに償還する金額が確定したので、増額をしてございます。その下の償還金利子及び割引料につきましては、令和4年度の国庫受入済額が1万7,000円だったんです。先ほど少しあったんですが、マイナンバーのPRですね、カードの一体化に伴いますPRで、昨年度も1万7,000円だったんですが、実績が1万6,000円でしたので、実績が受入済額を下回ったということで、次年度に調整する、返還するということで、1,000円だけですが、載せてございます。続いて13ページ、国保の13ページでございます。こちらのほうは、人件費（聴取不能）になりますが、人数等の変更はないんですが、先ほど何回かしておりますが人事院勧告と、あと職員の異動を受けてのものとなってございますので、またご覧いただければと思います。国保の特別会計については、説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○7番 中村福祉文教常任委員長 議案第14号 令和5年度箕輪町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての説明は終わりました。質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○7番 中村福祉文教常任委員長 以上で質疑を終わります。議案第14号について、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○7番 中村福祉文教常任委員長 以上で討論を終わります。議案第14号 令和5年度箕輪町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、採決を行います。議案第14号は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議はございますか。

（「異議なし」の声あり）

○7番 中村福祉文教常任委員長 ご異議ないものと認め、可決すべきものと決定いたしました。本会議でその旨を報告いたします。続きまして、議案第15号 令和5年度箕輪町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、説明を求めます。課長。

○小田切健康推進課長 それでは、令和5年度箕輪町高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明します。後期の8ページをご覧ください。第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,348万2,000円とするものでございます。これにつきましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。それでは、後期の6ページをお開きください。先ほど説明させていただいた国保も、これから説明いたします後期もそうなんですが、毎年度この12月の補正の時

期に確定を受けて、補正のほうをお願いしているものになります。やっていることというか、基本的には国保と似たような感じになっておりますので、お願いいたします。それでは、まず歳入でございます。01の総務費繰入金です。こちら、総務費繰入金の増ということで、14万5,000円をお願いしてございますが、先ほど来、説明いたしました人事院勧告を受けまして人件費の増減による一般会計からの繰入金の増になります。その下の保険基盤安定繰入金につきましては、長野県後期高齢者医療広域連合市町村保険料の確定に伴う32万3,000円の増となっております。続いて歳出でございます。後期の7ページをお願いいたします。6700の一般管理費、給料職員手当共済費でございますが、一般職員の人勧分の増ということで、14万5,000円になります。続いて次ページ、8ページ、後期の8ページをご覧ください。6720後期高齢者医療広域連合納付金でございます。こちら、県の後期高齢者広域連合市町村保険料の確定に伴う増でございます。当初は5,995万1,253円を見込んでおりましたが、実績といたしましては、6,027万4,144円ということで確定しましたので、その差額の32万3,000円を（聴取不能）するものでございます。なお、前年度の精算によりですね、想定以上に歳入されたものは、この今年度の歳出における連合会への納付金として、歳出計上する決まりというか、そういう回し方になっておりますので、よろしくをお願いいたします。また、次ページ以降の給与費明細書につきましては、人の異動等はなくですね、先ほど来あります人勧分の増になりますので、またご覧いただければと思います。簡単ですが、後期高齢の特会の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○7番 中村福祉文教常任委員長 以上で、議案第15号 令和5年度箕輪町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての説明は終わりました。質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○7番 中村福祉文教常任委員長 以上で質疑を終わります。議案第15号について、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○7番 中村福祉文教常任委員長 以上で討論は終わります。議案第15号について、採決を行います。議案第15号 令和5年度箕輪町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○7番 中村福祉文教常任委員長 ご異議ないものと認め、可決すべきものと決定いたしました。本会議で、その旨を報告いたします。以上で、はいよろしかったでしょうか。

○小田切健康推進課長 ちょうどいいタイミングで、国保税の税条例の改正がありまして、国保ですので、うちも関係するところなので、議案の第6号ですね、について税務課のほうから説明させていただいて、審議させていただいて、それから私どもと、協議会ですか。になりますか。じゃあ、後ろに引っ込みます。

【健康推進課 終了】

⑦税務課

○7番 中村福祉文教常任委員長 それでは、議案第6号 箕輪町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、説明を求めます。税務課長。

○唐澤税務課長 それでは議案第6号 箕輪町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定につきまして、住民税係の平出係長より説明をいたしますので、ご審議よろしく願いいたします。

○7番 中村福祉文教常任委員長 平出係長。

○平出住民税係長 私からは、議案第6号 箕輪町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、説明させていただきます。議案書1ページをご覧ください。今回の改正は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法の一部を改正する法律等の公布により、子育て世帯の負担軽減の観点から、国民健康保険被保険者で、出産予定日または出産日の産前産後4か月間もしくは6か月間の国民健康保険税に係る所得割税額及び均等割額の減額を条例で規定するものでございます。議案書7ページをご覧ください。産前産後期間における国民健康保険税の負担軽減について、ご説明いたします。1、対象者でございますが、国民健康保険に加入されており、出産予定日または出産日が令和5年11月1日以降の方となります。2、減額の内容でございますが、出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の所得割額及び均等割額が減額、双子などの多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の所得割額及び均等割額が減額となります。3、対象期間でございますが、こちらの表をご覧ください。黒丸の箇所が減額の対象期間となります。減額の対象となるのは、令和6年1月分以降の国民健康保険税となりますので、単胎妊娠で、令和5年11月に出産された方の減額対象となる月は、令和6年1月のみとなります。産前産後の国保税減額措置の対象者の把握は、世帯主等からの届出に基づきますが、出産育児一時金の支給等により、出産の期日が確認できる方法や、関係する課等と連携し、対象者の把握を進めてまいります。今回の改正に伴う影響額でございますが、参考としまして、令和4年12月から令和5年11月までの1年間で試算してみたところ、対象者は14人で、この期間での減額は、所得割額が約16万円、均等割額が約12万円、合計約28万円でございます。この28万円の負担割合でございますが、国が2分の1、県と町がそれぞれ4分の1でございますので、町の負担は1年間で約7万円となります。議案書3ページへお戻りください。施行期日ですが、この条例は令和6年7月1日から施行するものでございます。適用区分につきましては、令和5年分の国民健康保険税のうち、令和6年1月以降の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用するものでございます。説明につきましては以上でございます。

○7番 中村福祉文教常任委員長 以上で、議案第6号 箕輪町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての説明は終わりました。質疑を行います。質疑ありませんか。白鳥委員。

○11番 白鳥委員 令和6年の1月分から軽減される予定ですが、今現在で分かっている対象の人数が、教えていただきたいんですけども。

○7番 中村福祉文教常任委員長 平出係長。

○平出住民税係長 今現在把握している人数なんですけれども、私のほうで国保税、11月1日以降の出産されたお子様を確認したところ、いない状況でございましたので、今のところはいないのかなという状況でございますが、これからいろんな申請等出てくる中で、いる可能性もございますので、まだ把握中ということで進めておりますので、よろしくお願いいたします。

○7番 中村福祉文教常任委員長 そのほかにもございますか。

（「なし」の声あり）

○7番 中村福祉文教常任委員長 ないようですので、以上で質疑を終わります。議案第6号について討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○7番 中村福祉文教常任委員長 以上で討論を終わります。議案第6号について、採決を行います。議案第6号 箕輪町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○7番 中村福祉文教常任委員長 ご異議ないものと認め、可決すべきものと決定いたしました。本会議でその旨を報告いたします。ありがとうございました。

【税務課 終了】

午後4時30分 閉会

福祉文教常任委員長

中村 政義

署名委員 第5番

小口 智世

署名委員 第9番

北野 めぐみ